

平成 2 9 年

行財政改革特別委員会会議録

と き 平成 2 9 年 1 1 月 3 0 日

品 川 区 議 会

平成29年 品川区議会行財政改革特別委員会

日 時 平成29年11月30日（木） 午前10時00分～午後 2 時43分

場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1 委員会室

出席委員	委員長 鈴木 ひろ子 君	副委員長 大 沢 真 一 君
	委 員 渡 辺 裕 一 君	委 員 渡 部 茂 君
	委 員 横 山 由香理 君	委 員 高 橋 伸 明 君
	委 員 若 林 ひろき 君	委 員 塚本 よしひろ 君
	委 員 あくつ 広 王 君	委 員 安 藤 たい作 君
	委 員 石 田 ちひろ 君	委 員 大 倉 たかひろ 君
	委 員 松永 よしひろ 君	

出席説明員	中 山 企 画 部 長	柏原参事(企画調整課長事務取扱)
	秋山参事（財政課長事務取扱）	榎 本 総 務 部 長
	米田参事（総務課長事務取扱兼危機管理室長）	立 川 経 理 課 長
	藤 田 都 市 環 境 部 長	中 村 都 市 計 画 課 長
	小 林 環 境 課 長	大串福祉計画課長兼臨時給付金担当課長
	中山参事（障害者福祉課長事務取扱）	

○午前10時00分開会

○鈴木（ひ）委員長

ただいまから、行財政改革特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、特定事件調査、及びその他を予定しております。

なお、本日は請願・陳情審査の関係で所管の各理事者にもご出席をいただいておりますので、ご報告をいたします。

本日もよろしくお願いたします。

1 請願・陳情審査

- (1) 平成29年請願第13号 羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願
- (2) 平成29年請願第14号 品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願

○鈴木（ひ）委員長

初めに、予定表1の請願・陳情審査を行います。(1)平成29年請願第13号、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願、及び(2)平成29年請願第14号、品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願を一括議題に供し、採決はそれぞれ行います。

それではまず、本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をしていただきます。よろしくお願いたします。

[書記朗読]

○鈴木（ひ）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○渡辺委員

お願いします。13号の請願の文面、理由の冒頭部分で、オリンピック・パラリンピックのブラインドサッカーが旅客機の騒音の影響で場所が変わったと書いてあるのですが、僕の記憶だとオリ・パラの委員会等の審議の中で、あるいはブラインドサッカー協会との懇談の中で、理由は確か、記憶だと公式には何もこれだという明言はなかった、いろいろな要素が考えられるのだろうけれども、これという明確なものはないと捉えているのですが、もしそうだとすればこちらは事実と異なりますし、前提が違ってしまいます。そういう意味で、区ではどのように、このブラインドサッカーへの影響どうこうを捉えられているのか教えてください。

○中村都市計画課長

この会場につきましては、区もさまざま東京都や組織委員会と、関係機関と連携する中において情報収集もしておりますけれども、羽田空港の飛行機の騒音が原因で会場を移転したという、そういう事実は、委員ご指摘のとおりございません。これは新聞等、マスコミ等の一部の報道ではあったようですが、東京都、それから組織委員会等、こういった実際にオリンピック・パラリンピックを運営する側の機関の中で、そういった情報や発言はないという確認をしております。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○石田（ち）委員

まず、この請願の中で言われています大井ホッケー競技場について、国際ホッケー連盟が旅客機騒音を懸念して、要は競技に対しての騒音を懸念して調査対策を求めているとあります。これが行われているのか、どのように調査し、どのような対策が出されたのか、出されるのか、その辺がわかっているのか、伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

この会場の変更につきましてはさまざまな検討が行われたと聞いております。その中では、このブラインドサッカーは周辺の環境に影響を受けやすい、そういった競技でございますので、ホッケー会場につきましてはいろいろな調査が行われたと聞いております。その中には当然近くを走る道路の車両の騒音ですとか、さまざまなものがございます。ただ、これは今回の新ルートによる騒音に特定した、そういった調査とは聞いておりません。

○石田（ち）委員

私もこの報道を見てみたのですが、東京新聞に載っていたのですけれども、報道によると10月上旬に開かれた国際オリンピック委員会、I O Cと組織委員会の事務折衝で新ルートのことが議題に上がり、選手や審判員の声が聞こえるレベルかどうか、対策として日中を避けて午前と夜の開催も検討する必要があると述べていまして、冒頭に、2020年東京五輪に向けて羽田空港の発着枠を増やすために計画されている新たな飛行ルートが、空港の北に位置する東京五輪の大井ホッケー競技場上空を通過し騒音が懸念されるとして、国際ホッケー連盟などが対策を求めているとなっているので、まさにこの新ルート計画を懸念して調査を、対策を国際ホッケー連盟が求めているということだと思っております。

私も地図で確認しましたがけれども、この新聞報道にも地図が出ているのですけれども、大井ホッケー競技場になる大井ふ頭中央海浜公園ですね。ここは確かにルート直下です。大井町駅上空で約300メートルなので、大井ホッケー競技場になると上空300メートルを切る、200メートル台になると思います。そうすると騒音が80デシベルを大きく上回ると思っております。ですので、国際ホッケー連盟がこういう懸念を示すのはもっともだと思いますが、今どういう調査が行われて、どういう対策が検討されているのかとお聞きしましたがけれども、今、航空機騒音によるものではないというような説明だったですかね。まさにこの新ルート計画を懸念しての調査・対策を求めていますので、それは区は把握されているのでしょうか。そして、こうした報道なども知り、区としてはどういった見解をお持ちでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

まず、この競技の会場の選定に当たりまして、羽田空港の今、国から案が示されている新ルート計画との関連性について、明確につながりがあるというような、そういった情報はございませんので、したがって区といたしましても会場の変更につきましては、調査内容等、詳しく把握をしているものではございません。ただ、この会場を選定するための環境を検討する場合に、道路の車両の音ですとか、あるいは航空機も上空を飛ぶ場合にはそれも検討の要素には入るかと思っております。また、空港に近ければ着陸のやり直し、ゴーアラウンド、こういった空港の、航空機だけに特定されるものではなく、さまざまな条件を総合的に踏まえて検討がなされるものだというふうに考えてございます。

○石田（ち）委員

騒音は今もいろいろあるでしょうけれども、国際ホッケー連盟は明確に新ルートによって競技場上空

を通過し騒音が懸念されるというふうに言っていますが、計画であるわけで、区はいつも決定していませんということを使うのですけれども、決定されても困るのですけれども、計画としてやはり出されているので、この上を飛ぶのであろうと多くの方は認識すると思いますし、その上で、ではどうする、どうなるとなってくると思いますので、まさにこの新ルートによる騒音を懸念して調査を求めているわけですね。そして対策も求めています。

そして、先ほどもありましたけれどもブラインドサッカー、確かに私も東京都に確認したところ、風と音と、これが原因で会場を移転すると東京都からも伺いました。ですけれども、やはり今この状況で、国際ホッケー連盟が音を、騒音を懸念しているという状況で、やはりブラインドサッカーの方々もそういったことを想定に入れて移転をさせたのではないかなと私は思いましたし、やはりブラインドサッカーが移転となって、そうしたらホッケーだってそうは言ってもあの騒音下で競技するのは難しいのではないかと感じてきました。そうしたらやはりこういうふうにスポーツをする皆さんから見ても懸念だということが出されてきたわけです。騒音が80デシベルを超えるわけですから、人と人が話すにも耳元で話さないと聞こえないレベルですね。ですので、協議となったらやはり成立するのだろうかと思うのです。そしてこの請願にもあるように、ほかの運動公園でも同じことが言えるのではないかなと思うのです。しながわ中央公園、天王洲公園、しながわ区民公園と挙げられていますけれども、これもやはり新ルートの直下です。こうした運動公園でもルート直下ですので、どのような影響があるのか、あると考えているのか伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

まず、今回このブラインドサッカーの会場が変更になったことですが、これにつきましてはさまざまな、羽田空港が直接的な原因という公表はなく変更になったということで、ただこの変更になったことで既にもう羽田空港の影響があるのかないか、こういった検討はもうそれ以上なされる必要もないと考えております。

また、ブラインドサッカーとホッケー、あるいはオリンピック・パラリンピックにはさまざまな競技がございます。やはり例えばバドミントンですと風が吹けば非常に影響がありますけれども、サッカーなどの競技では、外でやるものは多少の風は競技の中では影響がないという前提で進められるものがございます。こういった競技によってさまざま影響の度合いが違いますので、ブラインドサッカーの会場が変更になっても、ホッケーも同じように支障があるかということにつきましては、ホッケーはそのまま現競技場で予定どおり行われるということですので、影響がないという、そのような判断になったのだろうと思います。

また、オリンピック会場、パラリンピック会場、その他の競技の会場、さまざま都内あるいは各所ございますけれども、これもそういった条件をそれぞれ検討を個別にされた上で競技場の決定がなされたものということで、全てにおいて支障がないという判断がなされたと考えております。

○石田（ち）委員

影響がないと判断されたとおっしゃっていますけれども、区としても影響はない、全くないと、今まで以上の影響はないとお考えなのでしょうか。少し答弁に驚いているのですけれども、計画では南風するとき、この品川上空を巨大旅客機が、この品川では大井町上空300メートル以下で通過していくわけですけれども、この騒音は80デシベルだと国交省からも言われていますし、計画ですので、これが実現するとなるとそうなるのだと私たちも受け止めているわけです。だから、そうなってもらっては困るということで各方面、住民の皆さんからも請願が出ていると思うのです。こういったルート直下にある

運動公園で影響がないと考えられているということですか。

○中村都市計画課長

スポーツを区民の皆さんに楽しんでいただく上で、例えば親善試合ですとか、いろいろな練習試合ですとか、さまざまな試合の形式がございます。また、国際試合やオリンピック・パラリンピックもそうでございますけれども、こういった試合の重要性によって周辺、競技場の環境が厳しくなったり、あるいは許容されたりと、そういった条件があるということはやむを得ないことだと思います。そういった中でも、今、他の都市、伊丹空港ですとか福岡空港、こういったところでも周辺の公園なども確認をいたしましたけれども、やはり他の自治体も空港の騒音によって特に公園の利用の制限があるということはないという、そういった情報もいただいております。

○石田（ち）委員

公園の利用の制限はもちろんなのが当然なのですけれども、要はそこを使われている皆さんの影響はどうかということで、請願にも野球やサッカーに親しむ皆さんとも書かれていますけれども、私も野球をされている方に、毎週草野球をやられている方に、友人に話を聞きましたけれども、こういった支障が、騒音がある中でどういう支障が出ますかと、80デシベルというのを想定してお聞きしましたら、声を通らなくなるのでキャッチャーからの指示が聞こえなくなる、あとは競技中のメンバーとのコミュニケーションがとりづらくなる、フライなどが上がったときには声をかけ合っても聞こえないのでお見合いになったり、ぶつかったりして危ないとか、細かいことかもしれないですけども、競技する方にとってはとてもストレスを感じると、感じるのではないかとっていました。

やはり航空機がこの品川の真上を通る計画で、そのルート直下にある公園が影響がないわけがないと思いますし、やはりスポーツ振興等々でも品川区で使われている運動公園です。こういった住民の方たちがスポーツに親しむために使っている公園で、どのような影響があるのかというのを、今、計画段階ですけれども想定はできるわけですね。そこを少しお答えいただきたいと思います。

○中村都市計画課長

国の、今あくまで案という中で、この飛行経路に対応するもの全てを今から準備するというのはなかなか難しい、実際には難しい話でございます。そういった中では、実際にこの飛行ルート案が実現をした場合には、騒音の測定局なども国も設けますし、また区で一部設けるところもございます。そういったことで必要な対応を国へ求めていかなければいけないと考えてございます。

○石田（ち）委員

本当に以前から、案の段階ですのではというのはさんざん聞いているのです。案なのです。これが実現されたら困るということで多くの皆さんから請願が出されているのです。ですけれども、案の段階でも計画という形で、南風するとき、午後3時から7時の間、この品川上空を最大44機も2ルートで300メートル以下で通ると計画が出されているわけですから、きのうもオープンハウス型の説明会がありましたけれども、そういう中で説明されているので、いろいろ準備は難しいということですけども想定はできるのですよね。今ある情報で、それでこのルート直下にある運動公園がどのような影響を受けるのかというのを聞いているのです。ぜひお答えください。

○中村都市計画課長

騒音が競技に及ぼす影響というのは、どういうものがあるかというのは非常に推測は難しいものだと考えますけれども、ただ今回、オリンピックという国際大会の中でホッケーが高いレベルの中で競技をされるという、このホッケーはネットを介したプレーではなくて、人と人が一定程度ぶつかり合っ

ボールを奪い合うゲームでございます。こういった激しい競技の中でも国際試合というレベルの中で認められた会場ということで、競技については適正に行えるという判断に基づいて選定されたものだと考えております。そうしたことから、その他の公園で行われる競技につきましても、一定程度安全は、この国際大会のホッケーと同じように確保されるのではないかと考えております。

ただ、これは万一飛んだ、仮に飛んだ、この飛行ルートが実現した場合には、その状況に応じて区も、区民の皆様からいろいろな声をいただくでしょうから、これをしっかり国に伝えて、必要な対応は求めていく必要があると考えてございます。

○石田（ち）委員

もし実現したらとおっしゃるのですけれども、実現されたら大変なのです。それを想定して国際ホッケー連盟も懸念を示し調査・対策を求めているのですよね。ですので、オリンピックという高いレベルの中でとおっしゃったのですけれども、だからこそそういった騒音というのはないほうがいいですよ。そこを懸念して調査をしているのですよね。ですので、この大井ホッケー競技場もそうですし、やはり同じようにルート直下にある運動公園では、重要性の大小とかはあるでしょうけれども、多くの少年たちや住民の皆さんが真剣に野球やサッカーをやられているわけですよ。そういう中で影響がない、先ほど安全は確保されてというふうにおっしゃいましたけれども、落下物等も予測されますので、もう飛んでしまったら安全も騒音も防げないというのが今回の計画なので、影響をはっきり言えないというのはなぜなのでしょう。想定できる影響をもう一度伺いたいのですけれども、お願いします。

○中村都市計画課長

まず、この実際のオリンピック競技におきましては、この会場にはたくさんの観客がいらっちゃって熱い声援を送られる、声援もかなり大きな音で行われるという中で、品川区はホッケーですけれども、それ以外にサッカーですとか野球ですとか、選手の方はそれを前提に競技をされていると考えております。

ただ、品川区民の方が公園を利用して、健康維持のためにプレーを、スポーツをされるという中で、けがは極力していただかないように区も注意をしたいと思っております。また、競技をする皆様方にも注意をしていただきたいと思うのですけれども、ただ、今実際に80デシベルという数字は示されても、これは音もいろいろな条件の中で周辺の音と重なり合ったり、あるいは風であったり、さまざま条件で変わってきます。またそういったものをとり除いて純粋に80デシベルという音だけを考えただけでも、なかなかそれが現地でどのぐらいの音がして、そして競技に影響があるのかというのは、これは本当に難しい話だと思っております。ただ、区民の皆様がきちんと健全にけがなく競技を、スポーツを楽しんでいただけるように注視はしてまいりたいと考えております。

○石田（ち）委員

今、競技をされている中での熱い声援も送られると、これはもう騒音ではないですね。これも騒音と言うのでしたら、スポーツをされている方に失礼だと思っておりますけれども、こういった声援があるからこそ選手たちは士気も高まって頑張るわけですね。そういう応援があったからこそ、こういう結果が出せましたということもおっしゃったわけですね。ですので、そういう声援と航空機の騒音は全くもって質の違うものですし、いろいろな周辺の音だったり風だったりという影響の中での騒音だから、どれぐらいの騒音になってしまうのかという調査をするのですよね。ですので、品川区もぜひ区内にあるルート直下の運動公園というのは調査をしていただきたいですし、どのような影響があるかというのは住民の立場に立ってしっかりと考えていただきたい。

それで、先日の厚生委員会にも視覚障害者の方から請願が出されました。視覚障害者の皆さんの移動の安全・安心を確保してくださいという請願内容でしたけれども、その文章の中には、やはり航空機の騒音によって日常生活が脅かされると、課長さんも出席されていたので知っていると思うのですが、やはり80デシベルの音というのは視覚障害者にとっては方向感覚を失わせる、1人で歩くことはできないという音だということが訴えられました。ですので、この新ルートでさまざまな立場の人がさまざまな場面で航空機の不安を抱えています。そして、この請願も、スポーツ振興として区も使っているこういった運動公園についての請願ですので、ぜひ誠実にご答弁をいただきたいと思ひますし、ほかの皆さんも共感できる内容のものだと思うのです。この間ずっと継続になってきた請願は不採択になってしまいました。賛成少数で。そして教室型の説明会を求める請願も賛成少数で不採択になってしまいました。ですが、そういった推進の立場の計画を進めていってもいいのだという声も含めて、この場でぜひ皆さん、意見を交わしていきたいと思ひますし、こういった運動公園でスポーツに親しんでいる皆さんや子どもたちという皆さんの願いをぜひ、共感できるものだと思いますので、ご意見を聞かせていただけたらと思ひます。いかがでしょうか。

○あくつ委員

私もこの請願を拝見してじっくり読ませていただいたのと、先ほど石田ちひろ委員からもありましたけれども「報道によると」という部分、東京新聞さんの記事も拝見をしました。今、手元にもあります。それで、先ほど区からも答弁ありましたが、事実としては確認をしていません。あくまで報道によるとという、この請願の中にもありますので。先ほど冒頭で石田ちひろ委員から、このまま行くとブラインドサッカーのように会場が変更になるかもしれないというお話もありましたが、正確に引用をさせていただくとこのような内容になっていますので、それは少し引用したいと思ひます。

「南風が吹いているとき、午後3時から7時の間の着陸便が大井ホッケー場の上空約300メートルを通過する。その際の騒音レベルは幹線道路沿いの騒音が1つの目安になるという。10月上旬に開かれた国際オリンピック委員会（IOC）と組織委の事務所折衝でも議題に上った。日本ホッケー協会の関係者は、選手や審判員の声が聞こえるレベルかどうか、対策として日中を避けて午前と夜の開催も検討する必要があると述べた。」

今、報道の記事の原文を読み上げたのですが、先ほど区からも答弁ありましたように、各国から選手をお迎えして、品川区と言うか日本で、東京で試合を行っていただく、これに際してやはり受け入れる側としては、先ほどもありましたけれども騒音、これは飛行機に限らず、ここにも書いてありますけれども幹線道路沿いの騒音が1つの目安になるということで、確か私の記憶だと、ブラインドサッカーのときも首都高がそばを通っているというのも1つの検討材料になったと思ひます。それと天候やその日の気温であるとか、そういったことをしっかり考慮したうちの1つの議題に上ったと。別に会場を変更する云々とかいうことではなくて、時間帯の変更を検討も考えているという記事になっています。これは正確に把握をしないといけないと思ひます。

違うのですかね。もし、この記事以外で何か事実をご存じであれば、それはご自身で取材をされたということであれば、それは教えていただきたいのですが、記事にはそう書いてあります。ですから、そこについてはまるで競技場が変更されるような、ブラインドサッカーと同じようなという認識は私は間違っていると思ひますし、そこについてはぜひこの委員会で、記事も読んでいない方もいらっしやるでしょうから確認をしていただきたいと思ひます。

またもう1つ、この請願の内容というのは、だから運動公園においても影響がどうなるかという、そ

ういう同じレベルというか、そういうところで論じられているのですけれども、1つ私が共感できるのは、国土交通省、国が区民に説明するよというところ、これは運動場の利用者、スポーツをやる方、基本的には区民の方がほとんどだと思いますので、そこは私は共感はできるというところであります。ただ、これに関しては、私ども総意として、意見書として区議会としては出しているということが事実だということは確認をさせていただきたいと思います。

○塚本委員

済みません。羽田新ルートということで今、都市計画課長の方からのご答弁がずっとありましたけれども、一般的に騒音とスポーツ、それもオリンピックの勝負が非常にシビアに行われるような公式の競技ということではなくて、区民の方が請願で言われているように運動公園等でスポーツを楽しむというレベルにおいて、いわゆる一般に騒音というものととの関係で、影響というのが何かしら、例えば環境課あたりで規制とかある種のガイドラインとか基準とかというところで示されているようなものがあるのかどうかということで、もし何かあるのであれば教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○小林環境課長

騒音に関する基準でございますが、1つは公園から発する音につきましては基準等があります。環境確保条例等々で定められているものでございますが、公園が外部から受ける音に関しましては、1つは騒防法と言われております公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律という法律がございますが、これについては特に建物とか学校とか、そういったところに対しての基準でございます。しかし、屋外の運動公園という観点では、そういった判断基準はないというものでございます。

○塚本委員

わかりました。基準的なものは特になという前提の中で、例えば国内で伊丹空港や福岡空港などは、一応内陸のところを飛行機が飛んでいますけれども、そういう直下でこういう運動公園等にやはり何か影響がある、騒音がちょっとうるさいということから、何か行政的に対応、騒音を防止するような事例をつかんでいるものがあれば教えていただきたいと思います。もしあればです。教えていただきたいと思います。

○小林環境課長

ほかの自治体の事例でございますが、我々のほうも伊丹空港、福岡空港、比較的市内にある、市街地にある空港の自治体に対しましてヒアリング等を行ったところでございます。伊丹空港、福岡空港ともに、特に大きな規制等はかけていないとのことでございます。また、近接する大田区につきましても、確認をしたところ特に大きな規制はかけていないとのことでございます。

○塚本委員

わかりました。ということで、飛行機が通れば当然騒音としては増すのでしようけれども、ではそれが一般的にと言うか客観的にある種の指標として、皆さんにきちんとした、皆さんが同じく納得とか理解のできる形での影響というものを示すというのがなかなか難しいであろうということは、今の答弁から得たところでございます。

それはそれとして、さらに行政として区民への1つの配慮として何か対応ができるのかというところについても、その対応の具体的な方策というのもなかなか出てこないというのが現状かということ、私としては今ご質疑の中で認識を持ちました。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。先ほど石田ちひろ委員からほかの皆さんのご意見をということで、あくつ委員や塚本委員からはありましたけれども、ほかの皆さんのご意見はいかがでしょうか。

よろしいですか。

では、ほかにはいかがでしょうか。

○安藤委員

まず、ブラインドサッカーの会場の話が出ていましたけれども、先ほどの答弁でもありましたけれども、報道等ではこれが羽田新ルートのところで移転になったという報道がされている中で、区民の方はそういった報道を見て、ここに書いていらっしゃると思うので、私はそういう細かい請願者の方の文章に対して指摘をするというよりは、全体の請願に込められた思いというのをくんでいくということが、私は議会としては大事なのかなと思いますし、そういった意味で前提が崩れているということはないのではないかと思います。

それで請願第13号ですけれども、先日厚生委員会で視覚障害者団体からの請願が採択されたようですが、それと同様にこういう影響もあると気づかされるものだと私は思いました。ある日突然飛ばばもちろん各種競技にも支障が出るわけで、それはオリンピック競技であろうが、区民の趣味的なものであろうが支障が出るわけで、計画そのものを実行させないことが重要なのはもちろんなのですが、少なくとも計画ではこうなりますという説明は必要だと思うのですね。それは計画にどのような立場だろうが、一致できるものだと思うのです。

例えば伺いたいのは、品川区ともふだん連携しているスポーツ協会などの近しい団体には、この新ルート計画の周知は国がしているのか、それとも区がしているのか、都がしているのか、周知がされているのか、どのようにされているのか伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

今、国のほうではこの案を示した中で、必要な対応について説明会を開催して周知を図っていく段階でございます。その中で品川区内、あるいは品川区だけではなくて、この案の中の飛行経路下とされているところにはさまざまな協議会や協会が全て周知をするということではなくて、現在のところはオープンハウス形式による説明会で周知をしております。

○安藤委員

今はされていないということですが、ある日突然飛ばれたら困るわけですよね。準備などもあるでしょうし、飛ばないことが一番、実行させないことが重要なのですけれども、そういう意味では最低限説明をしていくということは大事だと思うのですが、今はされていないと。これからはされていくということで考えているのか。これは必要な説明だと思うのです。スポーツ協会などに説明をされていく機会が飛ぶ前にあるのかということをお伺いしたいのと、この請願の内容で、やはり丁寧な説明を求めるといのは、繰り返しになりますが、どのような立場であろうが丁寧な説明を求め、具体的な説明を求めるとい意見書を採択とした区議会としても、当然採択すべき内容だと私は思うのですね。意見書を出したからというのはありますけれども、むしろ意見書を前に進める内容だからこそ採択すべきだと思います。これを採択しないというのであれば、きちんとその理由を示すというのが区民への責任だと思いますが、皆さんいかがでしょうか。態度表明のときでもいいのですが、もし何かあればぜひお考えを聞かせていただきたいと思います。

○あくつ委員

委員長。よろしいですか。

○鈴木（ひ）委員長

はい。

○あくつ委員

先ほど冒頭、安藤委員からこの請願の内容、記載について細かいところを突つくような、そういう発言を私がしたようなご発言がありましたけれども、それは違いますのでこちらでそれは申し上げたいと思います。

石田ちひろ委員がこの内容について東京新聞という名前を出されて指摘をされたので、東京新聞の記事の内容がこうなっていますよということを申し上げたまでです。ですから、まるで私がこの内容に何かそこを突ついたような、悪印象をつけるような発言はやめていただきたい。これは申し上げておきます。

○安藤委員

むしろ丁寧に説明、具体的な説明という内容なので、これは採択、意見書の内容そのものなのですよ。もっと具体化すると言いますか、さらに具体的にしたものだと思うので、これは当然意見書を採択した議会としては採択すべき内容だと思うのですが、もし採択しないというのであればきちんとその理由を示すのが区民への責任だと私は思うのですが、態度表明だけでもいいのですが、もし何かあればぜひ皆さんのお考えを聞かせていただきたいというのを伺ったのと、課長にもこれからスポーツ協会などには周知されていくのかということも伺ったので、そちらの見通しをお伺いします。

○中村都市計画課長

区民への周知につきましては、今区内に広く広報によって説明会等のお知らせをしたり、あるいは町会へは回覧板や説明会のお知らせをしたり、さまざまな方法でお知らせをして、その中でこういった協会、品川区内に存在する協会にも周知が行っているのかと思います。そういった中で説明会に参加していただいて、必要な情報を得ていただきたいというふうに考えております。

○安藤委員

特にほかの皆さんからは意見がないということで、最後のほうで、では聞かせてください。

今の課長さんの答弁は、なかなかこれからも見通しがいいということなのかと思ってしまいましたけれども、請願第14号のほうですけれども、直近で落下物が頻発していますけれども、テレビの報道も過熱して、きのうのオープンハウスの様子もNHKのカメラが入って報道されていました。情勢の変化はやはりあると思うのです。私はやはりしっかり反対表明をすべきときに来ているのではないかとこのことを感じております。その報道の中で、中でも私が注目したのが、11月16日の羽鳥モーニングショーのそもそも争点というところで、この新ルート問題をやっていまして、大阪伊丹で飛行機ルートがありますけれども、大阪で都心6区と言われているところの上はほとんど通過しないと出たのです。一方で羽田新ルートは都心3区の港区はじめ新宿、品川と都心のど真ん中を通るといふことの違いを紹介していたというのを1つ注目したのです。もう1つは資産価値低下に注目していたところで、1994年のロス国際空港で起きた騒音問題時のレポートでは、1デシベル当たり不動産価格が1.33%下落すると言っていて、それは実際に大井町に取材の人も、レポーターの人も来ていまして、大井町に当てはめると3LDK70平米6,300万円のマンションだとすると、その不動産価値が4,000万円前半に下がると紹介していたのです。伺いたいのですけれども、大阪も飛んでいると言ってきましたけれども、状況があまりに違うのではないかとこのことなのですから、認識

をお聞かせください。

また、2つ目は、これほどの資産価値の下落の影響というのは、これは重大な損失だと思っておりますけれども、この影響をどのようにお考えでしょうか。

○中村都市計画課長

この国から示された案に対して、品川区では国に対して必要な情報と丁寧な説明を求めているところでございます。そのような中で、この不動産の価値につきましても区民の方からそういった疑問をいただき、国にそれを問い合わせたところ、国のほうではこの資産の価値について直接的な因果関係は認められなかったという説明でございました。

○鈴木（ひ）委員長

もう1つ、伊丹空港と都心のところでは、伊丹空港は都心6区を飛ばないという、その認識はどうかということもお願いします。

○中村都市計画課長

失礼いたしました。この羽田空港の新ルート案の実際の位置でございますけれども、これは空港の4つの滑走路の特性と、それから効率的に、あるいは近隣・周辺に対する影響を最小限にする、その中でどのような方法が最善かということをごさまざまなシミュレーションをもとに決定したと聞いております。これは伊丹空港も、あるいは国内のその他の空港も同じだと認識しております。その中で今回案として選定されたのが、もう選択肢がこれしかないということですが、それが今回の案だと聞いております。これは意図的にここの都市、あるいはここの町村は飛行しないという、そういったものに基づいたものではないと認識してございます。

○安藤委員

私が伺ったのは、伊丹空港で飛んでいますという話を何回かこの委員会でも区から聞いた気がするのですが、先ほどの報道でもありますように、私も以前から世界に例のない異常な計画だと言っていたのですが、大阪であっても別に都市のど真ん中を飛んでいるわけではないということをはっきり報道されていたのですね。事実そうだと思いますが、その中で今回の羽田新ルートとは状況が違うのではないですか、違いますよねということをお伺いしたので、その影響についてお伺いしたいということです。お願いします。

それと資産価値は、繰り返し国の説明を引くのですけれども、品川区が国の説明を横引きするということは品川区もそう思っていると、国の説明では因果関係がない、つまり今回の新ルートと資産価値は因果関係がないと区も思っているということによろしいのでしょうか。

○中村都市計画課長

このルートの関係で羽田と伊丹がございますが、やはりさまざまなシミュレーションの中で最適・最善な影響の少ないところで選定されたということで、ルートは意図的にこうしたということではなくて、検討の結果そうなったという、結論ありきではなくて検討した上での結論と認識しております。その中で今回の羽田空港と伊丹空港では状況が違うのは、これは当然のことだと認識しております。

それから、資産価値につきましては、これは区が直接土地の評価額等を計算するというのは非常に困難でございます。また国では過去にそういった空港の事例をもとに試算した結果ということで説明があったものというふうに認識しておりますので、これについて疑うところはないと考えております。

○安藤委員

違いに関しては言えないということだと思いますが、明らかに違うということが今回明らかになった

ということです。もう国内はおろか世界でも例がないような危険な計画だということが報道でも明らかになったと私は思います。それと、疑うことはないということなので、区も資産価値の下落はないと考えていることも明らかになりました。

それで、請願第14号の内容について少しお伺いします。なぜ43年前の区の判断が変わったのかと書いていますけれども、なぜなのかお伺いします。

○中村都市計画課長

過去にルートの変更案があったときには、さまざまな案の中でもっと品川区にとっていい案があったということで、そちらを採用してくださいということであったと聞いています。ただ、今回の新ルート案につきましては、もうさまざまなシミュレーションを行った結果、選択肢がもうこれしかないということで国から説明があったものでございます。また、騒音につきましても、以前区と国と、モノレールから海側を飛行するというような約束があったことも事実でございますけれども、これも航空機の性能が国の説明では上がって、また安全確保の技術も上がったというような中で、改めて今回この案を提案するものであるという説明でありました。

○安藤委員

ほかに選択肢は今回ないと言うのですけれども、さまざまな選択肢がやはりありますよね。ここまです、3.9万回増やさなくても、現行ルートの運用だけで、工夫だけで何万回か増やせると出ていますし、そちらのほうを選ぶという選択肢もありますし、もっと言えば当時品川区が沖合移転させたときというのも、普通に考えてなかなか選択肢がない中で区が反対表明して、さまざまな運動を起こして、沖合移転という選択肢を切り開いたと思うのですね。ですから今回も反対表明し、新たな選択肢を切り開いてほしいと思いますけれどもいかがでしょうか。伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

今回のルート案を国が提示するに当たって、さまざまなシミュレーションをやりましたということで実際にホームページ等でも公表されておりますけれども、複数のルート、滑走路の使い方についてシミュレーションをしたという説明がございます。そういった中で、今回の案が提案されたということでございますので、これについては新たに別のものがあるというふうに区が言えるものではないと考えてございます。また、羽田空港の滑走路の利用の仕方の工夫で離発着の回数が上げられるという、これは委員のご指摘のとおりでございます。滑走路の処理能力を再検証、つまり最適化することによって国の説明では年間1.3万回増便できるとしています。ただ、合わせて国の説明の資料の中では、将来に向けた需要と供給の中でこの1.3万回ではやはり足りず、滑走路の飛行経路を見直すことによってさらに2.6万回アップしなければ対応できないという説明でございます。

○安藤委員

やはり明らかに当時の態度と違うということで、繰り返し反対表明をと言ってもしないという、根底には区長の態度がやはりあると思うのですね。この問題を論じるに当たって、先日のタウンミーティングの区長の発言というのは聞かないわけにはいかないと思うので聞きますけれども、タウンミーティングで13人の方が発言者でしたけれども、そのうち3人の方は直接羽田ルートの件でということで、もう1人の方もさまざまな質問の中で羽田ルートに触れていまして、4人の方が新ルート計画に反対の発言をされました。それに対して区長はどのように答えたのですけれども、「国策として不可欠で理解はするが、品川区にとってはデメリットしかないゆゆしき問題」ここまではいいと言うか、デメリットしかないということを認めたというのはすごいと思ったのですが、ただ「国策としてどうしてもやるなら

別の面で品川区民にとってメリットがあるということを提示してもらいたいと交渉した、その中身については今の段階では言えない。メリットの提示を約束してもらった。理解してもらって、メリットの提示は約束してもらった。その中身をしっかりと実現していただくというのが私のとるべき位置、ご理解いただきたい」と言ったのです。理解、到底できませんけれどもね。私がここで伺いたいのは、区長が国交省に行って大臣に会ったのはいつなのか、何を話したのか、羽田の問題で会いに行ったのでしょうか、伺いたい。そして事務次官と審議官に会ったのはいつでしょうか、何を話したのか伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

申しわけございません。今、実際に会った日にちは手元に持ち合わせておりませんが、会ったときの内容については飛行経路案について区に対してデメリットをなるべく少なくしていただきたいという中で、今回環境影響等に配慮した方策なども示されましたけれども、こちらをしっかりと実行してくださいという内容であったと記憶しております。

○鈴木（ひ）委員長

事務次官や審議官に会ったというのもいつなのか、何を話したのかについてもお答えをお願いします。

○中村都市計画課長

事務次官、審議官と会見をしまして、そのことをしっかりと伝えたとところでございます。

○安藤委員

具体的な日にちは持ち合わせていないというのは、別に何月何日、それも教えてもらいたいですけれども、もしわからないのであれば、大臣に会った日と事務次官と審議官に会った日とは別なのか、そして大体それぞれいつごろなのか。その内容なのですけれども、その前に、先ほど聞いた大臣に会いに行ったというのは羽田の問題のみで会いに行ったのですかというのも伺ったので、しっかりお答えください。

○中村都市計画課長

先日のタウンミーティングのお話ですが、この中で区長ははっきりとしたことはまだ申し上げられないとのことです。これ以上のことは申し上げることはできませんが、ただ品川区にとってデメリットをできるだけ少なくするように、そしてメリットを多くするようにということで、これは環境影響等に配慮した方策の中で、品川区に対する配慮事項としてさまざま示されておりますけれども、そういったものがしっかりと実行されるようにという内容であったと記憶しております。

○安藤委員

区長が今の段階で言えないというのは交渉の中身、交渉の中身については言えません、どのようなメリットを提示してもらいたいと交渉したかを言えないと言っただけであって、別に全部を言えないと言っただけではないのです。交渉をしたということは言っているわけです。ですから隠さないでほしいのですが。国交省に行って大臣に会ったのは大体いつごろか、事務次官と審議官に会ったのは別に行ったのか、別の日だったのか、そして大体それぞれいつごろなのか、そして羽田の問題のみで国交省に、大臣に会いに行ったのですかというのを聞いたので、それは何で答えられないのかなど。何か隠さなければいけない事情でもあるのですか。お伺いします。

○中村都市計画課長

記憶ではおとしだったと思います。これは事務次官、審議官、別々の日だったということです。あとは、内容については先ほど述べたとおりでございます。

○安藤委員

その内容も先ほど紹介していただきましたけれども、区長が区民の方に言った内容とは全然違う内容なのです。デメリットをなるべく少なくしてほしいということを言ったわけではなくて、区長が言ったのはメリットを示してと言ったのですよね。全然違うのですよ。デメリットを少なくしてほしいと言ったわけではなくて、国策としてやるなら区民にとってのメリットを提示してもらいたい、それを実現するのが私のとるべき道だと言ったのです。ですから全然違うのですけれども、区長が言っていることと、今の区を代表して言っている課長の答弁とどちらが本当なのか。区長はあの場では違うことを、うそを言ってしまったということなのか。

○中村都市計画課長

国のトップに対して区として要望を申し上げるときに、タウンミーティングの中ではデメリットしかないと申し上げた、これは当然デメリットしかないところで、国に対してはそのデメリットもなるべく少なく、可能な限り少なくするように、こういったことを求めるのは当然なことであるというふうに考えております。また、話の流れではそういうことになっております。また、メリットにつきましては、これは品川区に対する配慮事項の中で、いろいろと地域に対しての支援等がございましたけれども、こういったものがしっかりと実現されるようにというものを伝えたというふうに記憶しております。

○安藤委員

デメリットも少なくしてほしいことも言ったのでしょうか。

区長が言う、品川区民にとってのメリットというのは何なのでしょう。本会議で部長さんはデメリットは落下物や騒音だと言ったのですが、落下物が当たれば区民の命が失われます。命にまさるメリットなどないと思うのですが、区長が言うメリットとは何でしょうか。今の答弁ではわからないのでお答えください。

○中村都市計画課長

タウンミーティングでも区長が申し上げたとおり、詳しい過程は申し上げられない、まだ決定していないことについて交渉の過程をオープンにすることは、交渉の相手方にとってもフェアでないと考えた結果だと考えております。

○安藤委員

メリットは言えない。当然、命にまさるメリットなどありませんから言えるわけがないと思いますが、交渉したと言っているのです。つまり区長は新ルートを前段で国策として理解するとした上で、条件闘争の交渉をしたと言っているのです。これは品川区として新ルートを容認したことにほかならないのですが、そのことを本会議でも伺うと、いや、区としては容認したわけではないという答弁でした。どうしてこのような条件闘争の交渉をしたのに、区としては容認したわけではないと言えるのかお伺いしたいと思います。

○中村都市計画課長

ただいまの委員の発言の中で、容認した上で交渉したというところで、あたかも交換条件のように発言をされましたけれども、そうではなくてまず国策として経済、国際競争に勝っていかなければいけない日本の立場として、この空港を強化することは理解をしたということでございます。ただ、この案に対してはさまざまな懸念があるということで、これは国際競争の中で日本が勝っていく、これについての考えと別問題として、この案についての懸念を申し上げたものでございます。

○安藤委員

増便は理解したと。しかし云々という話ですが、これは客観的に見ると条件闘争と言うのです。これが逆の立場から言うと、品川区長が計画を、ああ、まず前提を認めたのだなど、その上で何かいろいろやってほしいと言っているのだとしか見えないわけです。これは誰がどう見ても客観的には条件闘争なので、向こう、これを進めていくということになりますと、品川区が容認したというメッセージを限りなく送り続けることになると思うのですけれども、これは果たして区民にとって有益なのかと思うのですけれども、いかがですか。これはどう見ても容認していると見られても不思議ではないと思うのですが、そういうことを続けるのですか。そういうことを区長がどんどんやっていくのですか。伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

まず、空港の機能強化について理解したということは、国際競争に勝つために空港を効率的に利用することに理解をしたものであって、その次に、では品川区の上空を飛ぶことについて理解をしたという、そこは一線きちんとした壁があります。品川区上空を飛行することについて、これを理解したり承認したという事実はございません。ですので、あくまで空港の機能強化でございます。

○安藤委員

区はそう言うかもしれませんが、周りから見れば容認したととられても不思議ではないし、特に計画を進めようという国からすれば、もうやったと、かつて一番の反対の急先鋒に立った地元自治体の品川区の首長がわざわざ来て、計画に対して基本容認してくれたということで、これは喜んでしまうわけですよ。こういうことをやっていいのですか。私は区長が、私のとるべき道はメリットを引き出すことだと言ったのですよ。これのどこが区長のやるべきことなのですか。やるべきなのは反対表明ですよ。反対表明をすれば状況が大きく動くのですよ。それは浦安市、何度も紹介していますけれども、あるいはかつての品川区で経験しております。だから反対表明をすることが、区長がやるべきでしょう。これを、メリットを引き出すのが私のやるべきこと、実現させるのが私のやるべきことと言うのは、これはおかしいですよ。やるべきなのは反対表明、反対表明しないのは国策だからなのでしょうか。伺いたいと思います。

○中村都市計画課長

まず、区の立場としまして以前から申し上げているとおり、現在は反対・賛成というところではなく、やはりまずは必要な情報を得ることから始めなければいけないと考えております。区長がメリットを可能な限り引き出すことだと言うのも、まず機能強化、国際競争力に勝つため、そういったものについて理解をした上で、これで飛行経路が、ルート案が今の案ではなくて、品川区上空を通らない案になれば、それはもうこの交渉は終わるわけですが、仮に飛行経路が実現された場合の交渉としてそういったものが考えられるということで、これは想定される可能性に対して、あらかじめそういった交渉をしたというものでございまして、決定したから、それならばこうしてくださいという、そういった決定や承認が前提というものではございません。

○安藤委員

まず反対してほしいのですよ。そうすれば状況が大きく変わりますし、必要な情報を集めると言いますが、もう十分必要な情報は集まっていますよね。南風時に3時から7時の間に44機も2ルートで品川区の上を飛ぶ、すさまじい騒音、落下物の危険もある、これだけの情報がもうそろっているのですよ。その上でまた必要な情報とは何なのかと思いますし、飛ばなくなれば交渉は終わると、そのとおりですが、飛ばなくするために品川区は反対をしなければいけないと思うのですよ。でも伺い

たいのは、品川区はかつて地元自治体の長がこの計画に反対をするということが国の計画をとめたということをよくご存じだからこそ、あえて区長は自らが反対表明をしては大変だと、国の政策に大変な支障を与えてしまうからということに反対しないのですか。どうでしょうか。

○中村都市計画課長

区としてこの賛成・反対を判断するに当たりましては、やはりその判断に足りるレベルの情報があった上で判断をしなければいけないと考えております。そういった中で、まだ品川区内を飛行する経路についても、この経路で決定したという国の通知というものもまだございませんし、また80デシベルというのも大井町上空で1つの例示として示されましたけれども、ほかの地域でどのぐらい騒音があるのか、あるいは本当にこの飛行経路が正確なものなのか、こういったところを国に求めておりますけれども、まだ国から出されていないところでございます。そういったところは引き続き情報を求め、丁寧な説明も求めていくという考えに変わりはなく、引き続きそういったところを行っていきたいと考えております。

○安藤委員

聞いたことにあまり答えていないような気がするのですが、反対に足りる情報があって反対しない。反対に足りる情報はもう全てそろっていると思うのですが、私が伺ったのは、反対しないと言うのは、それは反対するということの重さというのを区長自身が認識しているからということなのですかと伺ったので、しっかりとお答えいただければと思います。

○中村都市計画課長

区といたしましても、また区長も、区民の皆様の生活が健全に行われるように、日常生活が健全に営まれる、こういった願いは強く持っているところでございます。そういった中で、今回こういった案が出されて、国策としての理解、国際競争力に勝つための国策としての理解はしたというところでございますけれども、ただこの品川区上空を通るものにつきましては、こういった案につきましては、まださまざまな課題があるというところで、これは賛成とか反対とかいう、まだそういったのに足りる必要な情報が得られていないというのが実際のところでございます。ですので、今現在、こういった質問をいただきましても必要な情報を得てまいります、またそういった情報について出せるものは国に対して、区民の皆様にとしっかりと丁寧に出して説明もしてくださいという以外には、今のところございません。申しわけございませんが、ご理解をお願いいたします。

○安藤委員

もうまとめますが、そうした立場を超えられないというところで、私は先ほどの区長の発言の内容も見ても、やはり、もちろんかつての品川区とはもう全然違いますし、本当に品川区民の命と財産を守ろうとしているのかということには非常に疑問を持ちますので、やはりしっかりと、品川区民の命と財産を守るためには国に対してもしっかりと態度表明するような、そういう区政をつくっていかねばいけないと強く思いますし、そのように今からでも変わっていただきたい、反対表明をしていただきたいと繰り返し強く申し上げまして終わります。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（ち）委員

済みません。1点だけ。きのう大崎ニュー・シティ内でオープンハウス型説明会が行われまして、私

たちも会派みんなで行って来ましたけれども、本当に多くの方が来て騒然としていましたし、国交省側のスタッフも以前より倍増したかというぐらい来ていて、やはりこの間続発している航空機の事故というところに区民が大きな不安を示しているというのが向こうもわかってか、本当にたくさん来てまして、私も説明等々受けました。ですが、やはりなかなか自分から聞けない人などは、国交省の職員と話しているとその脇で真剣に一緒に話を聞かれるということもすごくあったので、やはり教室型の説明会というのは、そういった状況を見てもすごく必要だと思いましたし、みんなが一同に会して説明を受けられるというところでは、やはり早急に開いていただきたいとも感じました。

そして、落下物防止対策の説明を国交省の方にしていただいたのですけれども、聞いていると2人、3人と、職員の方も集まってきてくれて、いろいろ話をしてくれるのです。ですけれども、やはり落下物はゼロにできるのですかということをお聞きすると、ゼロを目指しますということをおっしゃるのですね。なのでゼロでないといけないのです。今ゼロなので、今は落下物が無いので、これが飛ぶことで1個でも落ちたら大変なことになるのです。ゼロになるのですかと言うと、また少し黙って、ゼロを目指しますと、これを繰り返すわけですね。これまでもゼロを目指してきたと、それでも落ちている、落下物が、という状況も認めました。ですので、本当に防げないのだなということを実感してまいりました。

そしてさらに、航空機が着陸に向けてタイヤを出す脚下げのタイミングですね。このタイミングで氷の塊、氷塊が落ちやすいと言われているので危険だと思っているのですけれども、この脚下げのタイミングもここというふうには決まっていなくて、1,000フィートまでに出せばいいのですよというもので、どこで脚下げするかはパイロット次第だという説明がありました。ですので、しかし着陸に向けての8分間というのは、品川区は入っているわけです。ですので、大体品川区は着陸前6分ぐらいで通過して着陸に向かうと国交省の方も言っていたのですけれども、やはり品川区内で脚下げをされるという可能性は高いです。しかしどこで下げられるかはわからないということだったので、このことを区は把握はされていたでしょうか。伺います。

○中村都市計画課長

この脚下げのタイミングについても、区民の皆様からもそういった質問をいただいて国へ問い合わせても、国からはやはり今委員が申されたとおり、同じ回答でございました。

○石田（ち）委員

やはり脚下げのときに一番氷の塊が落ちやすいと、もう住民の方もみんな知っているのです。ですので、これが区内でということ、またそれが区外でも、都内の都心の上空でそういった危険が起きることですので、本当に品川区だけの問題でもないなということも改めて実感したわけですが、それでこの脚下げのタイミングがパイロット次第で1,000フィート以内に出すという、どこで落ちるかもわからない、だけどそれは安全のためにそうしているのですと国交省は言うのですけれども、下に住んでいる人の安全はやはり考えられていないのだなということも改めてはっきりしたのです。ですので、やはりこういう計画は、きのうのオープンハウス型の説明会だけでも実感したのですよね。ですので、こうした危険、案だとか、まだ計画段階だとおっしゃいますけれども、だからこそ説明が必要ですし、そういった危険な内容を、これから起こるであろうそういった被害を区民の皆さんと共有しなければいけないのではないかと思います。ですので、やはり教室型説明会を1日も早く行っていくべきですし、きょう出ている請願にも書かれているとおり、いろいろな立場の方々にそれぞれ説明をしていくということも本当に大事だと思いますし、でもやはり安全を守るためにはこのような計画はやめるべきだということをぜひ言っていただきたいと思いますけれども、昨日のオープンハウス説明会も受けて、

区の見解はいかがでしょうか。この危険に対して。

○中村都市計画課長

教室型説明会、また落下物ですね。まず落下物につきまして、脚下げ等との関係でございますけれども、国交省の説明では、予防対策としてはヒーター等で氷結しないようにという対策をとっているということでございますけれども、確実にこういった氷等の落下物がないように、強い対策をしっかりとさせていただきたいというふうに思っております。これは委員のご指摘のとおりでございます。

また、教室型の説明会につきましても、これも引き続き強く求めてまいりたいと思います。オープンハウス型説明会が昨日行われましたけれども、速報で700名を少し超えるぐらいの参加人数があったと聞いております。これと今までの説明会を合わせますと累計で約3,700名がこの説明会に参加されたこととなります。ただ、この中には複数回にわたって会場に来られた、重複された方が当然いらっしゃると思います。ただ重複を踏まえても、やはり教室型説明会よりも説明を受けた方の人数というのは比べものにならないほど多いのだらうと思います。ただ、だからと言って、教室型説明会をやらなければいいというわけではございません。教室型説明会をやりたいというのは、これは区としても国に対する強い願いでございます。そういったところで引き続き、教室型説明会を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

○石田（ち）委員

きょうで11月も終わりますして来年に突入していこうと、もう本当に2020年が目前に来るわけです。ですので、本当にこのように悠長なことを言っているのかと、私は思います。昨日も国交省の方は、落下物はゼロにできないということも認めました。下に住んでいる住民のことも考えられていないということもわかりました。そして、安全を求めているのに、私たちがそのことを聞いても、安全は絶対ではないのですと言うのですね。もう本当に恐ろしいなと思ったのですね。ですので、こういう計画で何で飛ばすのですかと、もう本当に何度も聞いてしまいましたけれども、本当に飛ばすことありきでの説明会ということに、本当に私も怒りを禁じ得なかったのですけれども、本当にこうした危険な、安全は確保されないともうわかっている計画は、すぐにでも反対表明してやめていただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはよろしいでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それではまず、平成29年請願第13号、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公園への騒音などの影響に関する請願の取り扱いについて、ご意見を伺いたしたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

請願第13号は結論を出して、不採択とさせていただきます。冒頭、渡部委員からも質問させていただいたとおり、理由のところに記載されている内容、一部私たちの考えとも差異が大いにある、先ほど公明党あくつ委員からもご説明いただいたとおり、私どもも認識しております。

品川区内にこのような騒音がというような話で、国土交通省から新飛行ルート案が示されたのがもう3年半前になろうかとしています。この間、さまざまな請願も出てまいりまして、私どもも研究・調

査等も十分してまいりました。多くの方々、まだ知らない方がいるというようなご発言もありますが、ほぼほぼ品川区内の方々はまだ飛ぶということは存じ上げているのかなというところ、飛行機が飛べばどうなるというふうになるというもおおむねわかっているのかなというように、私どもは考えてございます。

以上の理由から、この第13号について不採択とさせていただきます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、公明。

○若林委員

第13号については結論を出すで、不採択をお願いをいたします。質疑の中でも一定明らかになりましたけれども、まず対策という要旨がございました。屋外の施設に対する、そういった騒音に対する基準、法律というものがなかなかない。また、お隣の大田区等の空港周辺の自治体においても、自治体として、また行政として、なかなか法とか制度にのっとった規制というのはできないということで、対策として非常に困難な部分があるのかなというのが1つあります。

またもう1点、もし飛んだときには、公園で運動する方も含めて、これは日常の生活も含めて、何らかのこれは当然影響があると。そういう騒音の程度、また羽田の新ルートの内容そのものも含めて、私たちはやはり請願の内容にあるように、さらに区民に丁寧な説明を引き続きしていくということは、これはもう当然のことだと思っております。したがって区議会としても2回にわたってそのような区民の声も踏まえて区議会としても意見書を出したと、こういう経緯も理解しております。したがって、説明会についても多様な工夫をしっかりとまた引き続き国には要望もしておりますし、意見書も出しております。その意見書の趣旨を十分にくみ取って、国は引き続き努力を尽くしてもらいたいという立場から、不採択で結構だと思います。

○鈴木（ひ）委員長

次に、共産党、お願いします。

○安藤委員

本日結論を出すということで採択なのですけれども、この内容ですけれども、区が国に説明を求めるといって意見書でもありますような具体的で丁寧な説明を求めているという、この意見書を可決した議会としても採択は当然ではないかと。さらによりきめ細やかな生活の各シーンに対して具体的に説明してほしいということなので、これを採択することで意見書のさらなる推進と言うのですか、その趣旨の、国に対してもそうしたある意味圧力にもなると思いますので、私はこれは採択して当然だと思いますので、採択です。

○鈴木（ひ）委員長

次に、民進・無所属、お願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度は不採択でお願いいたします。質疑もいろいろありまして聞かせていただく中で、公園での状況、ほかの自治体について品川でもいろいろ調べているという部分も含め、全体的な日常生活における影響というのいろいろ調べているところだと思います。また国に対してもしっかりと必要な情報を出していただくようにということで区も求めていますし、ていねいな説明をしてくださいということも当然求めているというお話でした。議会としてもまさに先ほどからお話があるように、総意として意見書が出され、さまざまな説明をしっかりと工夫して行ってくださいということ

で意見書も提出させていただいておりますし、区民に説明を求めるといことはこれからもしっかりと
していただきたいというのも私たちも思うところであります。そういった立場をとっております
ので、不採択ということで結論を出します。

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第13号につきましては、結論を出すのご意見でまとまりましたので、そ
のような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第13号は、結論を出すことに決定をいたしました。

先ほどそれぞれの方のご意見を伺いましたので、平成29年請願第13号につきましては、挙手によ
り採決を行います。

お諮りいたします。平成29年請願第13号、羽田増便の新低空飛行ルートによる品川区内の運動公
園への騒音などの影響に関する請願を、採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定いたしました。

次に、平成29年請願第14号の品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願の取
り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を
お願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

結論を出して、この第14号につきましても不採択とさせていただきます。落下物等に関しましても、
再三私ども会派としても意見を述べさせていただきました。実は品川区内、飛行機が飛んでいないかと
申しますと、夜間帯ですとか、東南アジア方面から北米等に向かう便というのが実は品川区上空約3万
フィートの高さで飛んでいます。これは毎日。ただ、3万フィート先の話ですので、それぞれ誤差と言
いましょうか、品川区の上であったり、目黒区の上であったり、また大田区の上であったりというの
はありますけれども、これは皆さん多分承知をされていることだと思います。落下物に関しましては、飛
行機が飛んでいる以上可能性がある、車は走っている以上事故の起こる可能性がある、そのような認識
を私たちも抱いております。騒音等につきましても、私どもも調査等をさせていただいた中で、やはり
鉄道が線路を走るとき、例えば継ぎ目などによる騒音というのは、これはかなりなもので、これがまた
区内におきましても1時間に10本、20本と走る時間帯もあってということで、皆さん生活もされ
ております。落下物、当然航空事業者また国土交通省にゼロを求めて言っていくのは品川区として言
い続けていかなければなりません。先ほど申し上げましたように、3年半このような議論は続けさせて
いただいております。厚生委員会におきまして議論された請願につきましては、私どもとしては視覚障
害者の方々がもう飛行機が飛ぶ前提、飛ぶ前提なのだけれども、対策を打ってもらわなければならないか
らということで、厚生委員会に請願が上がってきたと承知をしています。そろそろ2020年に向けて
もさまざまな事業等が進んでいっている中で、具体的に話も進めていかなければならない時期に私たち
はあると思っております。以上、意見を述べてまいりました。

○鈴木（ひ）委員長

次に公明党、お願いします。

○若林委員

第14号の請願は、継続という判断をいたします。前回の審査のときも、計画の案の段階である、また説明の途中であるということから、引き続き議論の余地があるでしょうということで、継続をずっと主張しておりましたので、同じ扱いとさせていただきます。

○鈴木（ひ）委員長

共産。

○安藤委員

本日結論を出すということで、採択を主張したいと思うのですが、やはり落下物が避けられないと書かれていますけれども、本当にそのとおりだと思って、また住民の命と財産をおびやかすということになると思いますが、それを避けるためにはやはり現在の海上ルートを堅持していくということが重要です。そのためには、品川区が政府や国交省に対してこの新ルートを見直せとしっかり言うことが、そうしたことを実現する一番確かと言いますか、品川区としてやらなければいけない、できることだと思いますので、これは採択をすべきだと思います。

○鈴木（ひ）委員長

民進・無所属、お願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度は不採択ということでお願いします。ここ数年、この問題についてもいろいろ議論をさせていただいておりましたし、会派としてもいろいろ調査をしているところであります。ゼロが1になるという部分では、まさに落下物ゼロを目指して、品川区も今求めていただいているところだとも思いますし、まだまだ案の段階だという部分と、先ほども申しましたが総意として意見書も提出しているという立場がありますので、この件については不採択でお願いしたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

本日のところは、継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決をいたします。

それでは平成29年請願第14号を継続とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。賛成者少数につき、本日結論を出すと決定をいたしました。

そうしましたら、結論を出す上での態度の確認をさせていただきたいと思います。では公明党、どうぞ。

○若林委員

継続をお願いしましたが、結論を出すということでございますので、質疑の中で区のお立場は今賛成でも反対でもなく、説明、また情報をしっかりと出してくださいということというふうに感じました。私どももそういう意味では意見書を出したということも含めて、賛成、反対という今、現段階では立場ではありません。したがって、議会から品川区に対して見直すように国に要望してくださいと、こういうことについては要望は、これはできないだろうということで、不採択ということでござい

ます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第14号につきまして、挙手により採決をしたいと思います。

お諮りいたします。平成29年請願第14号、品川区として羽田空港への新ルート見直しを政府に求める請願を、採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定をいたしました。

以上で本件を終了いたします。

(3) 平成29年請願第21号 林試の森公園隣の国有地に、特養ホームや老健施設、障害者施設などの建設を求める請願

○鈴木（ひ）委員長

次に、(3)平成29年請願第21号、林試の森公園隣の国有地に、特養ホームや老健施設、障害者施設などの建設を求める請願を議題に供します。

それではまず、本件は初めての審査でありますので、書記に朗読をお願いいたします。

[書記朗読]

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございました。朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

では、私のほうから資料に基づきましてこの請願第21号に関連いたしまして、国有地旧小山台住宅、旧峰友寮の取得に向けた協議の状況をお知らせいたします。資料をごらんください。

こちらのほう、この図面に示してありますとおり、国有地の部分が、カラーの色がいろいろ重なってしまって申しわけないのですが、ちょうど真ん中ほどの緑色のところ、緑の端の部分が都立の林試の森公園なのですが、その下側、南側に当たりますけれども、黄色い枠組みをしたところ、ここが小山台住宅跡地、約2.2ヘクタールという面積です。それから若干薄い赤のハッチになっていますところに重なっておりますが、峰友寮跡地が0.15ヘクタールということで、合わせまして約2.3から2.4ヘクタールある土地でございます。この部分につきまして、国それから合わせて東京都と取得に向けた協議を行っているという状況でございます。国に対しましてはこちらのほう、行政需要の対応のために、一部取得したいという旨を要望を上げているところでございます。その反応と言いますか、その後ですけれども、東京都もこの林試の森公園を拡張したいというところがありますので、この国有地に関して取得をしたいという要望も合わせて出ているというところがございます。東京都と区において協議をしてくださいというようなことから、東京都とも合わせて協議を行っているという状況でございます。

おおむね5,000平米程度を目安にこの土地を取得したいということで、東京都と協議を行ってきたというところでございます。幾つか案が提示されたり協議をしていく中で、今申し上げましたこの赤いハッチ、薄い丸く網かけになっているところですね。このエリア、国の土地と合わせて上の部分、黄色い点囲みになってございますけれども、こちらのほう、東京都の土地でございますけれども、ここと合わせて5,000平米程度をとりたいということで、今交渉をしている状況でございます。こちらの

ほう、西側の敷地という部分になりますけれども、国の土地と東京都の土地を合わせてということですが、こちらのほうで協議している理由でございますけれども、これは道路づけがよろしいということと、角地になっているという部分がございます、施設を仮につくるときに、容積、ボリュームをとるのに有利であろうということがありましたので、さまざまな場所を検討した中でこのエリアをとりに行きたいということで、協議を今現在も進めているといった状況でございます。

合わせてこの国の敷地の右側のほうに区道拡幅検討部分としてございますが、国有地と民地の間に区道が通っているのですけれども、ここが非常に狭いということで、これは地元の方々からのご要望もございまして、この道路を広げるということで、この部分につきましてはそのために国有地を一部取得するというところで協議をしているというものでございます。

協議の状況でございます。内容としましてはこの2の項目にあるとおり協議をしているのですが、西側敷地の活用に向けて国有地・都有地の取得をさらに協議をしているという状況でございますけれども、現段階におきましては、どこからどのエリアを区の敷地とするかというところで線引きというところを協議をしている状況でございます。ただ、この林試の森公園が広域避難場所になっているというところから、東京都としますと避難路の確保ということで、仮にここを区が敷地をとったにしても、避難路は確保してほしいという旨の今新たな課題と言いますかお話がありまして、どの部分をそういった形であけるかといったり、それから周りの道路の拡幅、これも合わせてできないかというのが東京都、国のほうからも今話が出ているといった状況でございます。

ですので、今申し上げましたとおり、5,000平米程度を目指して今交渉しているのですが、この5,000平米もどこまでとれるかというのを今協議はかなり突っ込んだところでやっておりますけれども、こういう形ですが少し難航しているというのが現況でございます。それから、今申し上げました東側の部分の道路の拡幅をしたいということでやっております。

ということで、現況の、区といたしましてはこの敷地の確保というところに向けて協議をさらに進めたいというところがございますが、さまざまな課題がございます、いわゆるボリューム、どのぐらいの建物が建てられるのかというのはまだ現況の段階では明確なものがお示しできないというのが現状でございます。

一番最後、今後想定される事項ということで、スケジュール感でございますけれども、(1)といたしましては林試の森公園の拡幅ということで東京都が考えておりますので、都市計画公園ということになりまして、都市計画の変更手続きが出てくるということになります。この手続きがいわゆる境界、どこまで区が敷地として取得できるのかによってくるところでもあるのですが、この協議をやっていかなくてはいけないというのが平成30年度に出てくるということでございます。

また、それに伴いまして、(2)として、区取得の時期、この時期が要するに境界が確定しないことにはということもございまして、それから都市計画の手続きがこういった形で進むか、こういったところも見なくてはいけないということもございまして、さらにご存じのようにまだここは建物が現存している状態であります。この建物の処分をどうするのかという課題もまだ残っているというところがございます。区としては早急に取得をしたいという思いはあるのですけれども、この取得の時期もまだもう少し先ではないかと、最速で見ても平成31年度以降になるのではないかと、今の目測でございます。この辺もまだ時期が確定できない状況がありますけれども、取得の時期についても協議を詰めていきたいといった現況でございます。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、説明が終わりましたので、本件に関しましてご質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

○石田（ち）委員

今ご説明いただいた資料、協議内容のところに①で西側の敷地の活用に向けて国有地・都有地の取得を協議中とあるので、私は5,000平米と言わずもっと広げられるのか、可能性があるのかと思ったのですが、今お話を聞いていると、この5,000平米もどこまでとれるか難航しているということでしたので少し残念に感じているのですが、そうすると今まだ協議中ということはお聞きしてわかっているのですけれども、5,000平米以上とれるようになるということは、あまり可能性はないのでしょうか。そこを伺いたいです。

○柏原企画調整課長

もろもろの行政需要に対応ということで、交渉といえますか協議等の上では5,000平米ということで、こちらも提示して交渉している状況でございますので、何とか5,000平米はとりたいということで努力はしていきたいというところでございます。

○石田（ち）委員

何とか5,000平米取得していただいて、本当に早く買い取りたいというような区の意味も出されましたけれども、最速で平成31年ぐらいかということでしたので、私たちもそこは同じ思いで見守っていきたくと思うのですけれども、この請願では、ここに特養ホームや老健施設、また障害者施設というふうに書かれておまして、そして区が福祉施設をここに作りたいという意向も、情報を聞いてこういうふうに出されてきているのですけれども、昨日の厚生委員会でも、私は厚生委員会の委員ですので、第7期介護保険計画の骨子案の報告もありました。その中で品川の高齢化率もやはり年々上がっていくと。今資料を持ち合わせていないので、全体で21%ぐらいでしたか、それぐらいになってくると、やはり特養ホームの必要性もこれは高くなってくるとはならないかなというところで区の見解を伺いたいと思います。

それと、やはり障害者施設のほうも、これもまた厚生委員会で障害福祉計画の素案の報告もありました。障害児福祉計画も合わせてですけれども、その素案の中でも荏原地域に施設が足りないということがもうはっきり書かれて、赤い枠でしっかりくくって、ここに足りないというふうに示されていました。障害者自立支援協議会の中でも委員の方から荏原地域には施設がないということは区もずっと感じてきていたということだと思えば、この資料を見てそう感じましたということで、それでやっと素案に示されたことをうれしく思っていますと、さらに区内にちりばめてほしいという声も出されていました。やはりこの請願にもありますけれども、障害者の施設整備率というのが23区で最低レベルというところでは、本当に急がれる課題かなというふうにも思いますので、高齢者の特養ホームや老健施設、そして障害者施設のこうした区民の実態にも照らした区の見解を伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

こちらの小山台住宅等々の国有地の取得に当たってというところでご答弁申し上げたいと思いますが、こちらを取得する際も、なかなかこういった大きな土地が出てくるというのはないというところがありましたので、我々もさまざまな行政需要に対応したいというところがございます、手を挙げてきているというところでございます。昨年、国に取得の要望のお話をさせていただいたときも、福祉の施設であったり子育ての支援施設、それから地域の方が集えるような、交流できるような施設といったような

ところを主眼に取得をしたいのだということの要望を上げさせていただいたというところでございます。さまざまな行政需要がございますので、そういったところを対応できるような形でお願いしているという状況でございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、今の段階ではこちらの敷地がどの程度までとれるかというのが若干流動的などころがあるということで、ボリューム的などころ、詳細のところに検討がなかなか入りづらいというところがあります。ですので、区としては先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますけれども、さまざまなものに対応するために取得に向けて努力をしていきたいという姿勢でいるというものでございます。

○石田（ち）委員

敷地の取得が流動的ということで、5,000平米もし取得できて、これだけあれば本当にさまざまな施設が実現できるのではないかと思います。それで特養ホームも、100歳になっても入れない方もまだまだいます。こういう厳しい状況の中で、今課長も言ったように、本当になかなか出ないこの広い土地というのは本当に貴重な土地だと思いますし、やはり住民、地域の皆さんにも土地がない中でこういう施設が欲しいと言っても、でも土地がね、という話になるのですけれども、もうこれだけあるというふうになると、では何が建つだろう、何が建てられるだろうということで、本当に期待が膨らむところなので、ぜひ私たちも、本当に福祉施設がさまざまありますけれども、本当に足りない状況ですので、保育園にしても、こうした高齢者施設、障害者施設を本当に建てていただきたいというふうに思うのですが、今回の請願は特養ホームや老健施設、そして障害者施設ということで、老健施設と特養ホームは今後、来年ですか、増設が計画をされていますよね。それで今後、きのうの第7期の骨子案の中でも、今ある計画は明記されているのですけれども、これからの計画が明記されていなかったの、やはりここにこうした土地ももうあるということは明確ですので、地域の声に応じて、足りない特養ホーム、そして老健施設や障害者施設ということで、複合的にも建てられるだけの面積だとも思いますので、そういったところでは、やはり複合的なことも合わせて考えられているのですよね。いるのでしょうかということと、あと、この敷地の取得が決まらないことには計画も、先ほどはっきりと進められないというか、打ち出せないということもあったのですけれども、早くても平成31年ということだったのですけれども、そうするともしそこで取得が決まると、そこからの計画ということになるのですよね。その確認を、済みません。

○柏原企画調整課長

施設の構成というお問い合わせであろうかと思います。繰り返しになる部分はございますけれども、こちらにつきましてはエリアと言いますか、どこまで敷地として確保できるのかというところが流動的などころがあるというものがございますので、現段階でこれとこの施設がというのを確定的なところで検討がなかなか難しいという現況があるということでございます。複合的に施設をつくるのか、もう単体で何か施設をつくるのかというのは、ある程度の敷地の面積であるとか、そういうものが一定程度確定的なところが見えてこないとどういったものができるかというのはなかなか難しいかなと思っていますので、そういう構成も含めて今後交渉しながらということになろうかと思います。

取得が決まってから検討ということではありませんで、今後の交渉の中で今、繰り返しになりますけれども、どこまでの敷地が区として取得が可能かというのが交渉の中で一定程度確定ができれば、その検討には入るというものでございます。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ほかにかがですか。よろしいですか。

○安藤委員

5,000平米ということですがけれども、以前は都有地の話、私は何回かこの委員会でも、ここにあるよ、あるよ、この三角の部分、ということ言ってきたのですけれども、品川区が資料の中に都有地、住宅跡地というのを明記したのは初めてなのですね。ここも含めるというのであれば、やはり国有地、2万6,000平米あるわけですから、ぜひ5,000平米と言わず、最初に5,000平米を提示して交渉するとおっしゃいましたけれども、さらに大きな面積を取得するよう国や都と交渉していただきたいのですけれども、いかがでしょうかというのが1点です。

それと、先ほども紹介がありましたけれども、きのうの厚生委員会の資料でもありましたが、荏原地区ではグループホーム、通所施設ともに少ない状況ということで、品川区の資料にも出ていましたので、これはチャンスだと思うのですね。まさに荏原地区なので、土地も出てきたということなので、ぜひここにつくるべきだと思うのですけれども、障害者福祉分野としてのお考えを聞かせていただければと思います。

○柏原企画調整課長

土地の取得の交渉の流れの部分で、当然、我々のほうとしても国有地が、こちらは公になって、国のほうで処分するという方針が出ましたので、この土地ということですと交渉していたということでございます。

先ほどもちょっと触れましたけれども、東京都が林試の森公園を広域避難場所として拡張したいと、これは東京都のほうも長年来ずっと言ってきたところでございまして、この都有地のところも含めて公園として広げたいという思いは東京都にもあるということでございます。ですので、我々としてはまず最初の交渉は国有地だったということなのですが、全体として公園が広がる中で、東京都と交渉するところにおいて、この都有地も、逆の言い方をするとこちらを使って国有地は都が活用するというような流れの分はどうだろうかとか、それから交渉の中で東側のエリアも区でとってはどうかという、いろいろな具体的な交渉はこれまでもしてきたところです。そういう、新たに東京都がカードを出したと言ったら変な言い方ですけども、東京都が交渉の中でそういうやりとりをするところで、我々も西側のこの部分について先ほど申しましたように道路側の、道路づけがいいということと、角地もとれるというところがあるので、ここが一番有利であろうということでございます。そういったやりとりの中でここを得たということで、今この交渉をしているということでございます。

ですので、これ以上広げてということになりますと、もちろんこれは交渉できないことではないのですが、都も公園を広げたい、これは林試の森公園というのが都の持っている広域避難場所の公園では1人当たりが避難できる面積というのが一番小さい公園だと言っていて、そこも一定程度区としても理解はできるところでございますので、そういう公の広い防災の面ということも考慮しながら、このエリアの部分で交渉をしていきたいというものでございます。

○中山障害者福祉課長

私どもの第5期の障害福祉計画の中でも、確かに荏原地区に障害者の施設が少ないということは課題だということで前々から考えておりました。特に例えば自力で通所される就労継続B型であるとか、あ

とは地域に点在していたほうがいいグループホーム、こういったものがこの地域にもう少し整備されるべきだというふうには思っております。ただ、その整備の方法というところでは、この間も民間活用型ということで、民間事業所がそういう事業を設立しようとしたときの補助金等もございますので、そういったこともさまざまな手法の中で、この地域にできるだけ、小さい施設なのですけれども、小さい施設を点在させていければと考えているところでございます。

○安藤委員

障害者の施設もあるのですが、さまざまな手法ということで、その手法の1つが今回まさに国有地が、都有地も含めて公有地が出たということなので、それが荏原地区に出たということなので、それが荏原地区にあるということなので、ぜひさまざまな手法の1つとして検討していただきたいと思います。

あと、特養ホームなのですけれども、入居要件が要介護度3以上になってしまいましたけれども、それでも応募数が474人と書いていますね。直近で言うとそれぐらいの、500人に迫る感じの方が応募していて、先ほど100歳の方も再申し込みということで4人の方が入れなくて再申し込みになっている、100歳でも入れないという大変な状況はやはりあるという中で、品川区も特養ホームを増設するという考えはあると認識しているのですけれども、ただいつまでにどれだけつくるかという計画はまだ具体的には見当たらないというところで、そこはぜひ計画化する必要があると思うのですが、今回そういう意味では適地が見つかったと思うのですけれども、特養ホームについてはこの土地を使ってぜひ積極的に整備していく、まさにこの対象なのではないかと思うのですけれども、所管のお考えを伺いたいというのが1つです。

それと交渉の件ですけれども、できなくはないということですが、最初は国有地だけが対象だったと思ったら都有地も出てきたということで、都有地も合わせて購入するとすると、もともと国有地の分の5,000平米を買おうと思っていたわけですから、かなり国有地の分は余裕が出てくるということだと思うのです。私少し計算したのですけれども、現在、林試の森は確かに広域避難所になっていましたけれども、今14万7,898平米なのですね。その中で1人当たりの避難有効面積、これは1人当たり1平米というのが基準なのですけれども、0.89になってしまっている、確におっしゃるように基準が満たしていないということで、それは計算しますと、これを1にするのに必要な面積というのは1万8,280平米ということで、それだけの平米をこの公園の拡張に充てれば十分基準は満たせるということになります。なので、2万6,000平米、現在の、この国有地からその1万8,280平米を引くと、7,700平米ぐらいは残るということになるので、十分東京都の基準を1に満たすということも達成しながら7,000平米以上余るということになりますので、ぜひ強気と言うか積極的に、5,000平米と言わず、交渉していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○大串福祉計画課長

それでは、特養に関してのご質問ですので、私からお答えをさせていただきたいと思います。特養につきましてはこちらの請願のところにも書かれておりますけれども、平成31年に南品川四丁目、こちらは法人立ということになりますけれども、特養の整備が行われます。ショートステイ9床を含む90床、90名定員の特養ということで、平成31年の開設をめどに今法人で整備を進められているといったところでございます。

また、私ども、特養に関してはこれまでもご答弁させていただいておりますけれども、高齢者ご自身の状態像、あるいはご家族の状況、あるいは介護保険全体に関する影響、こういったものを総合的に勘

案しながら整備については検討を進めているといったところでございまして、その姿勢に変わりはないといったところでございます。

○柏原企画調整課長

今後の交渉の中身ということになるかと思えますけれども、今、基準が1という話がございましたが、基準としてはそこを満たせばという一定のラインはございます。ただ、東京都の考え方としては1以上ということで、当初の東京都の目的からすると、ここを全部公園にしたいというところから東京都は出発しておりますので、我々もその中で、区の中にある敷地だというところで、一定程度の広さが欲しいという交渉をしているという状況でございます。ですので、1になればいいのではないかと交渉のやり方が是か非かはちょっと置いておくにしても、そういったスタンスでいるところは一定程度、東京都の考え方も我々としては防災の観点というところ、ここに品川区民も当然避難するエリアでもありますから、理解はしながら交渉するというものでございますので、1を満たせばいいじゃないかというような言い方はなかなか難しいかと思っておりますけれども、今後も引き続き、さまざまなことに対応できるような形で努力をしていきたいというものでございます。

○安藤委員

1つの基準としてはそういうことだということなのですが、ぜひさまざまな行政需要に対応するためということで説明もありましたので、たくさんのまだまだこういった、今回上がったような請願以外にも公営住宅の要求もありますし、保育園だってもちろんあるでしょうし、さまざま。入っていましたっけ。保育園もありますし、ぜひそういったところも、区の事情もしっかりお話ししていただいて、交渉をしていただきたいと、積極的に、さらにもう少し広げるように頑張っていただければと思います。

特養ホームのほうはよくわからないのですが、ごめんなさい。総合的に勘案しながらというのは当然だと思うのですがその勘案の中にやはりこれから高齢者人口はしばらく増えるということがありますので、やはり現状からは増やさなければいけないという認識はお持ちということでしょうか。それだけお伺いします。

○大串福祉計画課長

先ほどご答弁申し上げましたように、総合的に判断をさせていただくと。そうした中ではこういったハード整備、合わせてソフトの支援、こういったものも2つ、両輪合わせながら高齢者福祉は充実させていきたいと考えているところでございます。

○安藤委員

切実な願い、あと実態もありますし、やはり老老介護でのさまざまな深刻な事態も絶えません。そしてこの環境ですけれども、非常に公園の隣ということもあって高齢者の方にとっても障害をお持ちの方にとっても非常にいい環境だと思います。去年の厚生委員会で視察したシェア金沢ではさまざまな高齢者の方ですとか、若い方、障害をお持ちの方、そうした方々が1つにこの大きな敷地の中で共存し合うみたいなそういう施設も見てきたのですが、非常にそうしたことをほうふつとさせて、区民にとっても喜ばれるところになると思いますので、ぜひこれは進めていきたいと思えます。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

よろしいですか。

では、ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成29年請願第21号、林試の森公園隣の国有地に、特養ホームや老健施設、障害者施設などの建設を求める請願の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いいたします。また結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

本日結論を出すということで、請願の内容に関しましては不採択をお願いいたします。実際に今課長からご説明をいただいたとおり、福祉施設というところまでは決まっているが、この先まだ買えるのが早くても平成31年以降ということであって、広さがまだ確定していないというところもありますので、これからさまざまなランドデザインをつくっていく中で、このように請願という形で出てきたものを採択することによって制約をかけてしまいますと、本来であればもっとよりよい施設ができるところが、偏った施設になりかねないというところを危惧しております。これからしっかりと、まずは当然どの程度の土地が取得できるのか、5,000平米しっかりとれるものなのか、そしてある程度計画を進めるに至っては、この地域においては小山台二丁目町会が孤立することがないようにという、一番大きな課題がございます。小山台二丁目町会の方々、あとは小山台一丁目東部町会の方々のご意見等もしっかりお伺いをさせていただいて、これからの計画を進めていただきたいというふうに考えてございますので、この請願内容については不採択とさせていただきます。

○鈴木（ひ）委員長

次に公明党、お願いいたします。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いします。私どももこの林試の森公園の国有地については、会派として主に福祉の施設として、これまでずっと地域の声を届けております。一方で、では議会として区にこのような形で出すかという、それはまた別のお話で、やはり総合的にいわゆる行政ニーズ、それから区民ニーズ、そして地域のニーズ、こういったものをやはりつくる側においてはしっかりとバランスをとって、そして私たちの声も聞いていただいて、総合的に判断をしていただくということがこれはもう当然のことだと思いますので、これを採択するというにはならないと思います。そういう理由です。

○鈴木（ひ）委員長

それでは、共産党、お願いいたします。

○安藤委員

本日結論を出すで、採択を主張しますが、やはりどれもが区民の皆さんにとっての非常に切実な願いで、請願者の方はそれを代弁しているわけですがけれども、足りていないということですよ。ですのでちょっと制約というような話もありましたけれども、あとバランスというものもありましたけれども、今すぐ足りてなくて、ある意味偏ってしまっているというか、変な意味で偏ってしまっているというか、数が少ない施設を増やしていくというのは、これは逆に必要なことと言いますか、むしろ今の現状で偏っているバランスを少しでも正常な方向に行くとは思うので、これはぜひ採択していただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

次に、では民進・無所属、お願いいたします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度は不採択ということをお願いします。ご説明もありましたとおり、今まだまだ協議をしている中で、区としてもさまざまな行政需要に対応していくというところで、子育てであったり地域の町の人たちの集える場所であったり、高齢者のための施設という、そういうような総合的な判断をしっかりとしていただけるようにという部分が思いとしてありますので、態度は不採択でお願いしたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第21号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

それでは平成29年請願第21号は、結論を出すということで、先ほどからご意見を伺いましたので、挙手により採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。平成29年請願第21号、林試の森公園隣の国有地に、特養ホームや老健施設、障害者施設などの建設を求める請願を、採択とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。賛成者少数でございます。よって本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、請願審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩といたします。

○午後0時18分休憩

○午後1時20分再開

○鈴木（ひ）委員長

それでは、委員会を再開したいと思います。

2 特定事件調査

基礎自治体のあり方に関すること

～人口動向について

○鈴木（ひ）委員長

予定表2の特定事件調査を行います。

本日は、基礎自治体のあり方に関することを議題といたしまして、品川区の人口動向について、調査・研究していきたいと考えております。

それでは、まず、本件につきまして、理事者の説明をお願いいたします。

○柏原企画調整課長

それでは、私のほうから、人口の動向についてということで、幾つかの資料をご用意をさせていただきました。視点といたしましては、本日ご用意いたしました資料は、1点目は品川区の人口の資料なのですが、こちらのほうは年齢構成別の人口数の推移ということで、過去10年間、年少人口、生

産年齢人口等々の、こういった人口はどういうふうな推移をしてきたかといったようなところをお示しして、過去のトレンドといたしますか、動きをご覧いただきたいということと、それからもう一つは世帯人員別世帯数の推移です。1人世帯、2人世帯等々、これは過去3年ですけれども、年齢構成別の状況をお示ししました。

それから、そのほかといたしましては、23区の状況として転出入の状況、それから、合計特殊出生率です。こちらのほうの状況が、過去3年間ですが、各区で比較したときにどのような状況になっているかということで、お示しさせていただいております。これは品川区の人口の動きとあわせて各区の動き、23区としてどのような動きになっているかというのを検討する上で、一助になろうかということでお示しをさせていただきました。

では、資料のほう、ご説明いたします。まず1枚目のところ、1ページ目のところです。こちらが、左側のほうは先ほど申しました年齢構成別人口数の推移ということで、過去10年間、平成19年から本年平成29年の住民基本台帳。これは1月1日現在ですけれども、その人口でございます。年少人口、生産年齢人口、老年人口ということで、各構成別のところで分けております。

ご覧いただきまして、年少人口を見ていただきますと、平成19年、当時は33,000人ということで、構成比は9.81%ということでした。本年の平成29年1月1日現在ですと、人口そのものも43,200人余ということで、約1万人、11年間で増えてきていると。構成比も11.30%ということで、構成比も0から12歳は増えてきているということが、ご覧いただけるかと思えます。

次に生産年齢人口ですが、こちらのほうは、平成19年当時は24万人余ということで、構成比は71.14%ということで、7割を超えていたというところですが、現在平成29年1月1日ですと258,000人余ということで、人口そのものは増えてはいるのですけれども、構成比からしますと67.58%ということで、構成比としてはポイントを落としているということでございます。

それから、老年人口、いわゆる高齢者人口になりますが、65歳以上で申しますと、平成19年は64,000人余ということで、構成比も19.05%ということで、20%台まで行きませんでした。現在では8万人を超える高齢者の方がいらっしゃるということで、構成比も21.12%ということで、こちらのほうの人口が伸びてきているという状況です。構成比で申しますと、平成28年1月1日現在のほうが若干多かったという状況がありまして、若干構成比につきましては、ここ一、二年は落ちついた形であるかなと見てとれるかと思えます。それをグラフ化したものを、下のグラフで示してございますので、こういった状況だということが見てとれるかと思えます。

お隣の表でございます。こちらは、世帯人員別の世帯数ということで、1人世帯、2人世帯、3人以上の世帯ということで、世帯人員別で、これは世帯主の年齢区分で、人数がどのぐらいかということを見ております。世帯主の年齢区分ですので、2人世帯、3人世帯のところにおきましては、世帯主の年齢で、それ以外の世帯の構成員の方がどういった年齢になっているかというのは、この情報でははっきりしたことは見えないところがありますけれども、おおむね世帯主のほうから見て類推することはできるのかなというところでございます。

1人世帯のほう見ていただきますと、平成29年、平成28年、平成27年とそれぞれ1月1日現在の情報でございますけれども、0歳から18歳の年齢層で言いますと、平成28年は一旦減ってはいるのですが、ほぼ変わらない状況です。23歳以上から60歳未満のいわゆる生産年齢に近い部分のところですが、1人世帯の方々がこの部分で特に年々増えているという状況があります。世帯数の欄があって、その隣に前年増減、前の年から見てのプラスかマイナスか、それから構成率はどのぐらいの構

成の割合になっているかというのを示しているものでございますけれども、特徴的なところでは、23歳から30歳未満のところ、それから40歳から50歳、50歳から60歳、こういったところがボリューム的には、年々増え続けているといった状況があるというのが、見てとれるかと思えます。

また、2人世帯のところでは申しますと、こちらのところでは若年層のところでは、もともと数が少ないというのがありますけれども、横ばいです。23歳から40歳ぐらいまでは、若干減少傾向が見られるということです。

ここからちょっと特徴的なのですが、60歳から65歳の層が、年々減り続けているといったことがあります。これはもう少し分析が必要かと思えますけれども、いわゆる仕事で言いますと、お勤めの方であると、定年であるとかそういった時期、一旦仕事の区切りがつく時期でございますので、その段階で転出であったりとかそういったことがあるのではないかというのは、推測ができるかと思えます。

さらにその下、3人以上の世帯のところになりますと、これはいわゆる家族と言いますか、3人以上いる世帯ですので、複数の世帯員がいるということになりますけれども、ここも23歳から30歳未満のところ、年々減少傾向にあります。母数はそんなに大きくないところでございますが、減少傾向が見られるということです。逆に40歳から50歳のところがボリューム的には毎年300人、400人、500人、600世帯ということで増えていきますので、この層が毎年増えていると。

先ほど、2人世帯のところでは申しましたが、60歳以上の世帯主がいるところの部分では、減少傾向が続いているというのがありまして、ここが1つ特徴的なところで、2人以上の世帯、これは、1人世帯のところもそうだったのですが、60歳という1つのタイミングのところ、世帯で見るところでは、減少傾向があるというのを見てとれるかと思えます。

ここまでは、まず区の状況ということでお示しをしました。

次のページでございます。こちらからは視点が変わりまして、特別区の転入・転出の状況ということでございます。この状況、特別区全体で東京都からとれる人口のデータの資料がございまして、そこから抜粋といいますか抽出をかけたものでございます。これも、平成26年、平成27年、平成28年と3年間見たものでございまして、左側の表、小さくて恐縮ですが、ご覧いただきますと黄色く塗り潰したところが品川区です。品川区で見ますと、こういった順位になっているのですが、この表といいたすか、グラフも含めての見方なのですが、転入と転出それぞれの1年間の数字、転入から転出を引いたものを増減ということにしまして、この増減の多い順に表として並べたというものでございます。

そうした場合に、例えば平成26年品川区は転入が28,000人余に対して、転出が25,000人余ということで、これは人数です。人になりますけれども、その差し引きをしますと増減で2,600人余が転入・転出の部分で増えているというのが見えるということでございます。このプラスマイナスを見て、これを並べたものでございます。全体の人口の構成の割合が、これにかかわってきますので、単純にこれで比較して増えている減っているというのが、単純比較はできないかと思えますが、例えば平成26年の表で言いますと、転入・転出で言うと、このときは大田区が一番転入のほうが多かったと。増減5,800人余ということです。逆に少ないのは新宿区で、転入・転出ほぼ同じような人数で、216人の差しかなかったということがございます。

この傾向は、3年間数字をとってみますと、上位の4区ほど、大田、江東、世田谷、あと板橋です。こういったところは、転入・転出と比べて今のところ転入のほうはかなり多いというのを見てとれるかと思えます。品川区の場合、平成27年が4位ということで突出をしている部分がございますけれども、これは一定程度住宅の開発が進んだところがあって、大量の人員が入ってきている状況があるというの

は、見てとれるかと思えます。

逆の見方といいますか。この順位で下のほうを見ますと、新宿と特に豊島ですか。こういったところが、人数、転入・転出に比べるとさほど差がないといいますか、新宿に関しましては、平成28年についてはマイナスになっているということで、転出のほうが多くなっているという状況があるということでございます。これも特徴的といいますか、特筆すべきといいますか、注目すべき点ではないかというふうに思っております。都心区と言われるところと周辺区と言われるところの大きな差があるかというのと、それほどこの人数の差を見ると、そういったところというよりも、大田とか江東、世田谷であったり、新宿、豊島、そういったエリアのところにおいて、そういった特徴的なところが見られるというものでございます。

最後、3ページ目でございます。こちらもまた視点を変えた資料でございます。こちらのほうは、合計特殊出生率の推移を過去3年間で23区別に見たものでございます。これはもう皆さんご存じかと思いますが、女性の方が、15歳から49歳の間に、一生のうち、女性が何人のお子さんを生むかという、それをあらわした出生率で、合計特殊出生率と呼んでございますが、それを見た際に、各区の状況を見たときに、上位に来る区が江戸川区、港区、中央区、江東区、こういったところが上位に来ておまして、1.3以上の出生率が出ております。現在品川区は黄色のところになりますけれども、順位的には中ほどですが、1.25というところで、平成28年においては、ほぼ中ほどにいます。

この出生率を見ても、下のほうのところでは、豊島や新宿が例年下のほうに来ると。そのほか、中野、杉並。こういったところが出生率としては下のほうに来ておまして、平成28年においては、全ての区において1を超えたというのがございますけれども、それでも平均的に1前後というところで、全体的に低い値が見られるということでございます。

出生率のお話で申しますと、統計上言われているのは2.07というふうに言われているんですが、単純な計算で行きますと、お子さんが産まれるためには男性と女性がいて、お子さんが産まれて1人産まれるということになります。男性と女性というのが、産まれる確率というのがほぼ半々というふうに仮定をしますと、1人産まれるだけではその次の世代では計算上は次のお子さんが産まれてこないということになりますので、計算上は2人以上子どもが産まれて、確率で男性、女性と半々に分かれていないと、2人以上は生まれないと今の人数が維持ができないと。この出生率だけの考えで言いますと、そういう考え方になりますので、この出生率が1台というのは、これだけ単純に見ても、数字だけで統計上の話で言いますと、今の人口をキープするのが難しいというのが、この出生率の見方ということになるかと思えます。

資料としては、以上をお示しさせていただきました。

趣旨といいますのが、最初に申しましたとおり、区の状況と他区の状況なんですけど、特に区の状況におきましては、世帯の人員構成においてどういった動きといいますか、増え方、減り方をしているのかというのをご覧いただきたかったということと、それを他区で比べた際に、出生率と転出入というところでの、そこまでしか23区でのデータがきちんとそろってとれなかったものですから、こうしましたが、転出入によって人口が増える傾向にあるのかそうでないのかというのが見えたり、あと出生率については、今後の人口を維持する1つの目安というふうになりますので、こういった形で比較できるようにということで、資料をお示しさせていただきました。

○鈴木（ひ）委員長

説明が終わりました。それでは、本件につきまして、ご質疑等がありましたら、ご発言をお願いした

いと思います。

○あくつ委員

非常に興味深く拝見をしましたがけれども、以前にも私2回ほど、委員会において、人口のことでは質問をさせていただいたのですが、新たな資料をいただいて、そのときの課長のご答弁、裏づけされているなというところがあるのですが、先ほど特徴的なというところで、1人世帯、18歳から20代、30代、40代が増えているというところ。この要因というのは一体何なのか。例えば1つ考えられるのは単身赴任の方が転勤で、お一人の男性の方が引っ越して来られる。女性の方も含めてなんでしようけれども。男女別がわかるのかどうかというところと、あとはその要因。もしかか分析できるものがあれば。もしくは推測できるものがあれば教えてください。

○柏原企画調整課長

単身というか1人世帯がこの年齢層で多いというところの要因でございますが、今、委員ご指摘いただいた部分はかなり大きいのではないかとこのうに、私どもも思っております。仕事をするということで、こういう言い方はちょっといいかどうかあれですけども、東京といいますか、こういう仕事があるエリアに集まってきて、品川区の場合ですと、交通の便もいいというところがありますので、いろいろなところに、東京都内、特に23区内で仕事をするというときに、ちょうどいい距離にあるとうのが言えるのではないかと思います。

あと、我々も分析しなければいけないと思っているのが、住宅の事情というのがどのぐらい絡み合っているのかというのは、もう少し分析が必要かと思っておりますけれども、要因としてはそういう単身赴任といいますか、お一人で来て、仕事をされるという方が多いのではないかとこのうには、推測しております。

〔「男女はわかりますか」と呼ぶ者あり〕

○柏原企画調整課長

失礼しました。男女の比は、これは調べれば出ますので、この段階では細かい数字は出ていないのですけれども、若い世代はほぼ同じような人数だったと思っておりますが、細かくは改めて調べたいと思っております。

○あくつ委員

なぜそれを伺ったかといいますと、何度か議会で繰り返しているのご記憶の方もいるかもしれないのですけれども、豊島区が消滅可能性都市ということで、これを見ても平成28年見ると、増加数が非常に少ないというところで、人口は増えているのだけれども、なぜ消滅するのかというところの分析で、若い男性の方が、特に生産年齢人口の方がどんどん入ってきているというところで、地方から仕事がなくなって、まさに地方では消滅している、今まさに消滅しているところから仕事を探してどんどん上京しているという中で、そういう方たちが単身の男性の方がどんどん増えているという分析を、豊島区ではしているということでした。

それで、そういう方たちの所得を調べると、残念ながらそんなに高くはないというか、はっきり言えば所得的にはかなり低い。そういう状況が続くと、その方たちが年齢を重ねていって、結婚したいけれどもできないような状況もあって、単身のまま年をとっていく。そうすると、医療とか介護の問題も増加をしていくというところで、3年ぐらい前の地方創生会議の研究だと、豊島区は40年後には女性がどんどん減っていくって、所得の低い単身者層が増えていくと、社会保障の負担が大きくなって、もたなくなっていくと消滅するだろうと。こういう分析で、豊島区が今いろいろシティプロモーションやっていますけれども、女性を呼び込もうということ。

まず1つ伺いたいのが、前にも確か伺って、まだそれをやっていませんということだったと思うのですが、所得と流入しているこういう人口との関係というものを、調べるということというのは可能なのでしょうか。

○柏原企画調整課長

以前もそういう議論があったというところで、私も承知してございますけれども、所得とそれから転入・転出の関係の部分です。現段階では細かい調査というところは、まだそこまでは至っておりませんが、一定程度その分析というのは、今後の品川区の人口の推移とか将来の展望というところでは、論点の1つだろうというふうに思っておりますので、調べ方というのは少し研究しなくてはいけないと思うのですが、何らかの形で分析をかけたいというふうには思っております。

○あくつ委員

私も言っておいてあれなのですけれども、1つ間違えると、そういう所得の低い単身の方は、品川区で暮らしてもらっては困るというような議論にもなりかねないので、非常に扱いは気をつけなければいけないと思うのですが、品川区の今後の政策の方向性を考える上で、そういう状況が今23区の中でも起きているということは認識をしなければいけないのと、あとは何回も言っておりますけれども、人口減少というのは、今全国で起きているけれども、東京は一人勝ちだというような、だからあまり関係がないのではないかというような議論を、区議会でもたまに聞くことがありますが、まさに今、私としては、その影響というか、それがもうじかに起きている。目に見えないところで起きているということは、これはやはり議会として認識をしていかなければいけないということは、申し上げたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○安藤委員

まず、この世帯人員別世帯数の推移なのですけれども、3人以上世帯の30から50歳未満の世帯数の増加というのが、わりと顕著なのですが、その要因というのはどのように考えているのか伺いたいというのが1点です。

それと、あと合計特殊出生率という数字なのですけれども、この算出のされ方を伺いたいのですが、定義は先ほどのご説明でわかったのですが、多くの子どもを産んだ女性が区内にどれだけ存在するかということなののでしょうか。極端な話、そういう女性が区内に来れば上がるということなのか、伺いたいと思います。

○柏原企画調整課長

まず3人世帯以上のところが増えている要因ということでございます。特にボリュームの大きい層で言いますと40歳から50歳というところですが、やはりこれは転入の影響が大きいのではないかとこのように思っております。転入の状況で申しますと、今、年齢別の細かいものは手元にはないのですが、転入・転出で言いますと、品川区の場合、この次の2ページ目以降にもありますけれども、転入が32,000人余に対して、転出が28,000人余とかそのぐらいの数字ですので、それが家族2人、3人の世帯で入ってくる。いわゆるファミリー層の方々が入ってきている状況が、そういった形でも、人数で言っても年間2万とかいう人数で増えてきていますので、それがこの年齢、世帯層だということになります。

ですから、2,000人とか3,000人近くの転入増というのがあります。それがこのボリュームと申しますか、世帯層ということで、そういうファミリー世帯の流入というのが大きいというふうに見て

ございます。

それから、合計特殊出生率の計算と申しますか。計算そのものは細かい計算式があるのですが、考え方として、今委員がおっしゃっていただいたとおりで、お子さんを産むと申しますか、産めると申しますか、そういう年齢層の方々が入ってきて、お子さんを産んだということが合計特殊出生率を上げる要因に直接つながりますので、そういう方々がたくさんいらっしゃるということは、この合計特殊出生率は上がるということになります。

人数として、計算の仕方を申し上げますと、実際はそれぞれの年齢ごとで、実際どれくらいお子さんを産んだかという出生の数をとっています。その出生の数を、一定の式があるのですが、それをどんどん積み上げていくのです。だから実際産んだという人数をカウントして計算を積み上げていく考え方ですので、産んだという方が多ければ、合計特殊出生率も数字的に上がるという計算手法になっていますので、委員おっしゃるとおり、そういう方が増えれば、この合計特殊出生率も増えるという考え方になります。

○安藤委員

3人以上世帯の増加に関してはファミリー層の流入ということで、それが転入人口の増加にもつながっているということというお話でしたけれども、このファミリー層の流入というのは、やはりかなりマンションが増えているなというふうに感じるのですけれども、感じるというか実際増えているのですが、そういったことがやはり大きいということなのかというのを伺いたいのと、それと出生率の話は、つまり品川区の中で来て、その後に産まなくても、別にそういうことではなくて、品川区に今住んでいる15歳から49歳の女性がどこで産んだかは置いておいても、実際産んだ方が品川区に入ってくれば上がるということによろしいのかなということですね。

結構この最後の資料は、出生率上位のところと下位のところ、かなりほとんど固定化されているような感じなのですけれども、港区や中央区、江戸川区や葛飾区、江東区ですか。こちら辺はいつも常連で上位に出まして、先ほど紹介もありましたように、新宿区、杉並区、豊島区というのは、大分下のほうなのですが、これはなぜ上位にいる区というのは、なぜそうなっているのかというのを分析があれば教えていただきたいと思います。

あわせて、出生率のお話、先ほど聞いたのですけれども、品川区の出生率が上がった原因というのは、つかんでいらっしゃるのでしょうか。あわせてお伺いします。

○柏原企画調整課長

まず、30歳、50歳の増えているファミリー世帯の理由というところでございますけれども、これはこちらが正式にこれとこれとこれだということで、全体的に分析したというところまでは至っていない部分でございますが、基本的には住宅事情、マンションであったりだとか、そういった住宅ができて、そこに流入されているということが大きな要因だろうというふうには捉えてございます。

それから、合計特殊出生率の関係でございますが、出生率のほうは、品川区に來られて出産されたら、品川区民の方が出産されたということがカウントにつながりますので、ほかのところで、例えばほかの自治体でお産みになって品川に入ったというのは、それは品川のほうのカウントにはなりませんから、品川区に住んでいるときに産まれているかどうかというのがカウントになります。

それから、上位、下位のところでございます。これは細かい分析はこれからということになるかと思いますが、常態化している順位のところでは言いますと、これは推測の部分もありますけれども、例えば港区、江東区というのは、やはりファミリー世帯の住宅の事情ということで、そういう方々が流入

されているというのは、1つ大きいのではないかというふうに思っています。逆に新宿区であったり、豊島区であったり、こういったところは、いわゆる出生というか、お子さんを産む世代の女性の方があまり多くないといえますか、転出しているとはまではこれではわかりませんが、そういった方があまり多くないというのが現状ではないかというふうに思います。住宅事情であったりとか、そういったところは細かい分析は必要かと思いますが、推測されるのは、そういうことではないかと思っております。

○安藤委員

そうですか。品川区で産んだ数がカウントされるということで、わかりました。なかなか大変な統計だなと思ったのですが、そういうことですか。

ごめんなさい。伺ったのは、品川区の出生率が上がった原因というのは、どのようにつかんでいますかということなのですが、お答えいただきたいというのが1点と、それと区の出生率の目標設定が、総合戦略等でも1.5ぐらいではなかったかなと思うのですが、先ほどありましたように、人口維持の基準としては2人、2.0で、もっと言えば、2.07という数字も出ましたが、これは目指していくというお考えもあるのでしょうか。伺います。

○柏原企画調整課長

まず、品川区で特殊出生率が増えている理由は、これはそういった年齢層の方々が増えているということです。品川区に来ていただいて品川区でお子さんを産んでいるというのが増えている状況ということです。いわゆるファミリー世帯が増えているのは、大きな影響はあるのだろうというふうには思っていますが、そういうお子さんを産もうと思っている方々が品川区に来ていらっしゃるというのは、やはり大きい要因だろうと思います。

それから、総合戦略での目標値、1.45ですか。平成31年にはそこを達成したいということで、目標値を設定して思っていますが、それにつきましては、現在もその目標値に向けて、施策を進めたいというふうに思っております。当初設定したときは、この委員会でもご報告したかもしれませんが、かなりチャレンジングな数字だということでご意見もいただいたところではあるのですが、我々も思った以上に伸びが出ておりますので、やはりこういった施策は進めていくべきだろうというふうに思っています。

○安藤委員

2.0を目指さないのかなというのはどうなのかということで伺わせていただきたいのと、そうは言っても、少子高齢化を克服して持続可能な社会をつくっていくという点でも、フランスみたいに政治の力というのは本当に大きいと思うのです。やはり出生率をどう上げていくかというのは、すごく大事な視点だと思うのですが、人口ビジョンを策定される際にアンケートもとっていますが、この出生率をこれからどのように上げていこうと考えているのか。人口ビジョンのほうには、結構はっきりと、アンケートのほうには当事者の方々の理想の子どもの数を実現するのが難しい理由と、そして、その数を実現するために取り組んでほしい点というのが出ているのですが、ここら辺が軸になってくるのかなと思うのですが、どのように出生率を上げようと考えていらっしゃるのかというのも、あわせてお聞かせください。

○柏原企画調整課長

出生率のところでございます。最初にいただいた質問で、2.0を目指すかというところなのですが、2016年時点で国は1.44ぐらいになっています。目指すべき出生率のところでは1.8だとかそ

ういった数字を国は上げたりしていますけれども、なかなか国全体としても、2という数字に持っていくのはかなり厳しい数字だということで、日本の場合はやはり人口減少というのが日本全体としては起こっている状況がありますので、かなり厳しい状況ではあると思います。

その中で、品川区も2という数字は今申しましたようにかなり高い数字ですので、そうはいいながらも国と同レベルの出生率までは持っていきたいという思いで、この1.45というのを上げているというものでございます。

どのような施策かというのは、これも何度か議論があったところですが、総合戦略とかそういったところの目標達成のために、総合戦略という形で戦略的に施策を組むというところがありまして、この特に出生の関係のところは、基本目標の1番目に掲げて、もろもろ施策を掲げさせていただいてございます。保育園の関係もそうですし、ニューボラネットワークの構築であったりとか、いろいろなそういった形で、子育てが安心してできるようにという施策を、こういった施策を組みながら充実を図っていきたくて。そういう取り組みをしているというものでございます。

○安藤委員

いろいろ考えているということなのですが、はっきりアンケートで当事者の皆さんに悩み、そして原因を聞いていて、その答えが返ってきているわけですから、例えば理想の子ども数というのを実現するのに難しい理由で挙げられている1番には、「出産、子育て、教育にお金がかかりすぎる」というのが、断トツで60.8%ということがありますし、理想の子ども数を実現するために取り組むべき施策という点では、第1位が「保育施設など子育て施設の施策が充実する」第2番目として、「出産、子育てに対する経済的支援が充実する」というところが、結構群を抜いているところがありますので、こうしたアンケート結果に対応するような対応策というのは必要だと思うのですが、それぞれ子育て施設の充実、そして経済的負担に対する支援という点では、どのような。これ充実していく必要があると思うのですが、区のお考えをお聞かせください。

○柏原企画調整課長

この総合戦略、先ほど申し上げたように、目標に向かってどういうふうに施策を進めるかという意味合いで、総合戦略というのを立てさせていただいて、施策を進めていっているという状況でございます。さまざまなお声があるというところの中で、こういった形で品川区を子育てしやすい、住みやすいまちにしていくのか、品川区に来ていただけるのかという思いで施策に取り組んでいるというところがございます。

最初の平成26年、平成27年当時から比べても、出生率が上がってきているという状況を見ますと、一定程度の効果が出てきているというふうに思っておりますので、さまざまな状況にある方をいろいろな形で支援させていただきながら、こういった事業を進めていくべきなのかをトータルで考えながら、検討していきたいというふうに思っております。

○安藤委員

総合戦略というのは、数値目標を掲げているというところに特徴があると思うのですが、平成31年度の合計特殊出生率の目標数値が1.45ということで紹介もありましたが、現在が1.25ということで、このままいくと、今の区の施策の継続で、1.45というものが達成するという見込みはあるのでしょうか。もっと言えば、保育施設の増設による待機児ゼロの実現や、あるいは新たな経済的負担に対する、先ほどの不安にも答えたような経済的負担が重いということに対する新たな支援策というのですか、そういったことをやらなくても、それがなくても1.45まで行くという見通しなのか。

そこら辺をお伺いしたいのですが。

○柏原企画調整課長

どの施策を優先して、何をするとかというお話ではなくて、区には長期計画、実施計画等もございませので、そういう施策全てにおいて、進めていきたいというところでございますので、これをやらないからという、そういう判断ではないということです。

出生率のところでは申しますと、実のところ、この平成26年を基準にして、これは総合戦略の策定上、この年度が基準値になっているのですが、実はその前は1.16でちょっと上だったのです。この年は減っていると。さらにその前はさかのぼりますと、平成20年ぐらいまでは0.97ということで、1なかったというところがあります。この施策を進めていく中で、ここ二、三年というところで、1.25まで上がってきたというところもあります。もちろんその施策以外の部分での影響というものあるかとは思いますが、一定程度の効果は出始めているのだらうというふうに我々も捉えておまして、いろいろなお声がある中で、そういったお声にどうやって対応していくか、どう施策を組んでいくのかというところを含めて、これをするしないという判断というよりは、トータルで見ながらこの数値が上がっていくように努力をしていきたいというものでございます。

○安藤委員

わかりました。結局1.45まで行く見通しなのかというのはちょっとわからないので、ぜひそこは今の現状での区の見通しというのを伺いたいというのと、それとやはりこれは意見も含めてなのですが、出生率を上げるという意味では、先ほどファミリー世帯の転入というのがあると、実際に産んでいただいているのではないかという話がありましたが、その後に住み続けられなくなっては意味がないと思っているのです。

だから、そうした方々が出産した後でも区内で住み続けられるようにするためには、やはり何といたしても先ほどのアンケートにもありますように、待機児問題というのは本当に解決しないとどうしようもないなと私は思うのです。いろいろありますけれども、希望した方が全部認可に入るのが一番だと思いますし、それを目指すべきなのですが、少なくとも認証も含めて希望する方々が何らかの認証や認可保育園には入れるということは実現させないと、私は出生率は上がらないと思うのです。これはぜひ実現しなくてはいけないと思いますし、やっていただきたいと思うのですけれども、希望する方がそうした保育施設に入れるようになるという状況を実現する。これというのは、やはり私は出生率を上げる上では必要不可欠なことだと思うのですけれども、区はこの問題について、どういうふうにお考えなのか。実現されなくても、何とかなると思っているのか。それとも、出生率上昇のためには不可欠な課題だと考えているのか。そこをお伺いします。

○柏原企画調整課長

出生率の目標でございますが、今ここで1.45が達成できるという明確なところはなかなか難しいところがありますが、1.45を目標にして、これを目指すということで、施策の充実を図ってきたいというものでございます。

それから、今待機児童対策というお話がございましたけれども、もちろんこの1.45というのは、1つの指標であって、これを目指す、これをやるためにいろいろな政策をやらなくてはならないというところでもありますので、この待機児童対策というのも、1つ大きな施策の柱であらうというふうには思っておりますので、この充実については、さらに図っていくというものでございます。

○渡部委員

出生率、本当に品川区、安定して来ているなというところで、ちょっと視点が変わりますけれども、やはり出生率を本格的に上げていこうとなると、区だけでは無理だと思います。人口の流入を見ていまでも、純粋に都区内がどれぐらいなのかというのが見えないにせよ、少なくとも転入と転出の間で6万ないし5万幾つの転入超過が見られるということは、明らかに都区部以外からの流入がこれぐらいずつ毎年平均して続いているというのは事実でございます、その中で合計特殊出生率等も上がってきているわけですから、さまざまな政策は打っていかなくちゃいけない。ましてこの数字を上げていこうというのであれば、例えば当然保育園の増設というのも1つの手段かもしれないけれども、それ以上に医学的な見地もあるかもしれませんし、やはりご結婚される年齢の問題とかもあるかもしれない。

それを複合的に考えていくなれば、やはりこの社会の構造というのでしょうか。国のほうとして、考えていかななくてはなかなか上げられないというところがあって、多分国のほうでも数々の会議というのを続けてこられていると思うのですが、いわゆる子育ての部分で一番身近な窓口として、この地方行政というのはさまざまな部分を担っていかねばならないと思うのです。そういう中で、ただグローバルに出生率を伸ばすというものに対しては、やはり大きな政策が1本必要な中で、そういうようなための国の会議とかに対して、いわゆる地方行政も巻き込んだ上での話し合いというのは、される機会というのは実際あるのでしょうか。その辺1つどうでしょうか。

○柏原企画調整課長

国においては中小含めて多くの会議がございます。なかなかそこに地方の一自治体が手を挙げて機会として入っていくのはなかなか難しい面はあります。ただ、そういった中で、待機児童の関係の部分の確か子育ての会議だったと思いますが、過去にはそういった会議で東京の代表といますか、我が区の子育て関係の課長や部長がメンバーに入って、意見をして、議論をしたという経緯がありますので、全くないわけではありません。ですから、そういう機会は十分活用したいと思っておりますし、そういうところに声が出せるような仕組みといますか、工夫といますか、そういったものはしていきたいと思っております。

また、これは23区全体で、区長会等々で国や都に対しての要望活動も行っておりますので、そういった中でも、声は終始上げていきたいというふうに思っています。

○渡部委員

本当に複合的に、例えば政府のほうでも教育の無償化ですとか、さまざまところが上げられて、当然教育費がかかるというところがあって、じゃあその部分をケアしていきましょと、例えば国を挙げて待機児解消に向けての政策を打っていくから、例えば保育に携わっている方の給与改善だとか進んでいるところはあるのだけれども、実際問題やはりもっと原点を見ていく、大きな話というのはあると思うのです。

というのは、社会構造の変化があって、今お子さんをお産みになられる方々も、昔であれば、確かに自分たちの子どもが3人4人いても、面倒見られる環境にあったかもしれないけれども、残念ながら保護者になる方が、もう既に少子化の時代での保護者になっていて、ではこれで家族という単位で考えたときに、では果たしてそういう家族という生活ができるのかということです。もう経験がなくなっているわけですから、その辺の部分というのは、残念ながら地方自治体でどうこうという話でもないのかなというふうに私自身は考えていて、国を巻き込んでいわゆる窓口となっている基礎的自治体としっかり話を進めて何が必要なのかというのは、やっていかななくてはいけないのかなという思いがありますので、当然1つ1つの施策をやっていくのも、充実させていくのも大切で、それは最低限かもしれないだけ

れども、それより何か大きな問題があるような気がしていますので、その辺は私たちも研究を重ねていきたいと思います。

それと、実は先ほどから転入・転出のところも見させていただいて、品川区の現況のお知らせもございましたし、ほかの区との比較もよくわかるのですが、ただこれ見ますと、私たちも城南地区のほうしかよくわからないところがあり、23区の人口がどうなっているかというのはなかなかわからないところがあるのだけれども、数字・比率で見ると、品川区というのは、この全人口に対する比率だと、実は意外と転入・転出が多いのかな。港区とか目黒区は特別に多いですけども、例えば人口が多いような大田、世田谷と比べますと明らかにそういう比率というのは高いと思うのです。この辺が23区の中でどういう状況にあるのか、ということと、その辺の分析をどういうふうに行われているのかというのが、もしあればお聞かせいただきたいと思います。

私自身は、例えば世田谷、大田などだと持ち家の方が多いのかなとか。品川はそれに対して、持ち家というよりも賃貸が多いのかなとか、単純にはそういうふうを考えてしまうのですが、どういう分析をされているか、お伺いします。

○柏原企画調整課長

各区のこの転出入の状況というところでございます。細かいところまでは、まだこれからの分析ということにはなっておりますけれども、今、委員ご指摘のとおり、人口の比率に比べると品川区の人口の伸びというのは大きい部類であると捉えております。

多分これは一番大きいのは集合住宅の関係で入って来られる方が、品川の場合はまだ多いということです。これは、例えば港区、江東区、こういったところもその傾向があるということでございます。特に港区、江東区などもそうなのですが、いわゆる開発余地のある土地と申しますか。場所がまだあるということは1つあるのだろうなというふうには思っております。

片や、人口の多い大田、世田谷、大田はまだ開発中のところあるとは思いますが、世田谷とか杉並とか、そういったところについては、マンション形式の住宅も増えてはいるのですが、一定程度戸建てというのも増えている状況はあるように見受けられます。ただ、データとしてしっかりした分析をしているわけではありませんので、そこは1つ23区の調査することで、品川区の立ち位置と申しますか、どういう状況にあるかというのは、他区を見ても見えてくる場所もあると思っておりますので、そういったところは今後ちょっと分析を深くしていきたいというふうには思っております。

○渡部委員

交通の便がいいというのは、高齢者にとってはすごく重要なところだというような話もうかがいました。それとともに、例えばある機会で世田谷区の副区長の話聞くことがあったのですが、その中でも世田谷区は人口100万人時代が到来するというところで、それに向けたビジョンもこれから出していかねばいけないというような話もされておりました。

例えばこの品川区においても、今後の人口、このように予測等をしていった中で、平成38年でしょうか、そこで子どもの数が頭打ちになってというところで、高齢化率はこれから上がっていくところ。僕らもその共通の課題は持っております、しっかりとこの先を見据えた、時代に合った政策をその時々タイムリーに打つ必要があると思っておりますので、こういう人口問題等に関しては、単発的ではなく、引き続き繰り返していくことによって、その先の政策、やはり総合計画、実施計画等にも練り込んでいただければと思います。

○松永委員

ご説明ありがとうございます。

私からは、転入・転出のところで伺いたいのですけれども、先ほど他の委員からありましたように、転入は主にファミリー世帯が多いということだったのですが、転出に関してなのですが、1ページ目の1人世帯、2人世帯、3人以上世帯というのを見ますと、3人以上世帯に関しては、60歳以上の人が減り続けているということと、2人世帯も60歳から65歳、1人世帯も60歳から65歳、そして、3人以上世帯の中で、65歳から75歳のところが毎年若干増えているかなというふうに思うのですが、その原因というのがもしわかりましたら教えていただきたいなというふうに思っております。お願いいたします。

○柏原企画調整課長

冒頭のところで、この資料の説明をした際にそういった特徴があるというお話をさせていただいたところで、60歳というのは1つ契機になるのではないかとお話はさせていただいたのですが、60歳代が減っているところについては、正直なところはまだ細かいところではわからないところがありまして、ここは分析をもう少し深くかけないといけないだろうというふうに思っております。

なぜこの世帯が、しかも世帯で言いますと100単位の世帯が減っているということで、一遍にこういう方々が亡くなられるというのは想像しづらいので、転出というのが大きな要因だとは思いますが、そういった方がどういったところに行かれて、どういう理由なのかというのは、区としてももう少し深く分析しなくてはいけないと思っています。

逆に75歳以上の方々が増えているというところでは、これはあくまでも世帯主の年齢のところで統計をとっておりますので、1つはやはり年齢が上がるというところでは、そういったところは大きな影響を与えていると思っておりますけれども、転出入の関係で言いますと、高齢になられた方が、特に後期高齢者以上の方は転出入される数のがくんと減りますので、転出したり転入したりという、あまりそういう動きをされない年齢層になってきます。

ただ、3人以上の世帯のところでは増えているというところが、ここもやはりもう少し分析をしないと、いけないだろうとは思っておりますが、推測という範囲を超えないのですけれども、そういったことが考えられると思っています。

○松永委員

今後、私も想像でしかないのですが、他区に行かれるケースというのはあまり考えられないかなと思います。あとはもう県外、東京都以外の自然があるところとか、そういったところに、住みやすいところに行きたいとか、そういう気持ちがあるのではないかなというふうに思っております。そういったところも踏まえて、今後こういった動向を見据えながら取り組んでいただければというふうに思います。

○石田（ち）委員

さっきの合計特殊出生率のところで、申しわけないのですけれども、もう一度伺いたいのですが、1人の女性が産んだ数を積み重ねていくということだったのですが、先ほどの説明だと1人の女性が最初是他区で1人目を産んで、では品川に入ってきた時点で2人目、3人目を産んだときは、この1人目は、数というか出生率の中には入らないということなのでしょうか。

○柏原企画調整課長

考え方としては、そういうことになります。これは年で切っておりますので、何年の段階で、その住所、そこにいた方がお子さんを産んだというのを、カウントを積み上げているので、例えば大田区に住んでいた方が平成28年に1人目をお産みになって、その後、年を経て品川に引っ越されて、平成29

年に品川区で2人目をお産みになったということであれば、それが平成28年は大田区で1人目がカウントされて、平成29年は品川で2人目をカウントするという、構造的にはそういう考え方です。

○石田（ち）委員

わかりました。ありがとうございます。

それで、先ほども人口ビジョンのお話ありましたけれども、そもそもやはり人口ビジョンは、人口減少社会の克服や地域創生の実現を目的として国が決定したまち・ひと・しごと創成「長期ビジョン」を勘案しつつ、品川区における人口の現状分析を行った上で、人口の将来展望と今後目指すべき方向性を提示するものということです。やはりここで示されていることはすごく人口減少の克服というのに役立つ内容なのだということを改めて思いました。

そして、アンケートのまとめにも理想の子どもの数は、2人または3人という回答が最も多いということで、それを実現させるためにはというので、アンケートで声も聞かれているわけです。それが出ているわけです。そして、それとともに最後には目指すべき方向性の実現に向けてということで、いろいろと出生数の向上とか、多様な世帯の定住性の向上とか、こういったことがいろいろ書かれていて、人口減少社会を克服していこうというビジョンなんだというふうに思うのです。

ですので、やはりここで出されているアンケートで集めた声というのはすごく重要だし、これを実現させるということが必要だというふうに思うのです。ですので、先ほどもあったように子育てしやすいというところでは、ネウボラ等のお話もありましたけれども、やはり今何といても一番の問題というところでは待機児解消というところだと思いますし、あとは若い世代で言えば、働く問題。そして、生活できる収入がなければ結婚もできない。そして出生率にはつながっていかないという、そういうふうになっていってしまうのかなというところでは、先ほど国の話も出ましたけれども、やはり今の国の政治から来る低賃金だったり、待機児だったり、そういうのがあるかなというふうに思うので、やはりそういうところもしっかりと品川区として声を上げていかなくてはいけないところなのではないのかなと思うのです。

それで、それこそやはり飛行機など飛んでしまえばそれこそ出ていってしまうのではないのかなと。資産価値も低下してしまうということも出ているので、そういったことを総合的に踏まえると、やはり人口ビジョンの中で出ている声に、しっかり答えていくということが重要なのだというふうに思うのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○柏原企画調整課長

さまざまなお声がある中で、区としてどういう施策を行えばそういった目標を達成できるのか。政策として効果があって、区民の方に住み続けてもらえるのか。そういったところをトータルで考えながら、施策は打っていくというところがございますので、このことについて何もしないということではありませんし、また、区としてできること、それから先ほど国のお話という議論がございましたけれども、それぞれ国や東京都、こういったところとも協力しながら、品川区としてよりよいまちになっていくようにということで、我々も政策の充実に向けて努力していくというものでございます。

○石田（ち）委員

区としてできることは、本当に進めていていただきたいと思いますし、やはり国に言うべきことは、これ以上低賃金になったり、また、出ていくものが増えていくという。年金減らしたり、消費税が増えたりという、こういう中での暮らしなので、それを守るというところの立場に立っていただかないと、この人口ビジョンの実現もなかなか無理なのかなというふうに思いますので、国に言うべきことは言っ

ていていただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。

○大倉委員

伺いたいのが、初めにこの1人世帯について、先ほど来、20代、30代あたりが増えてきているというところで、私の周りでもお話を聞くと、1人で仕事の都合で入ってきている人もかなり多いのかなというところで、こういった人たちが、仕事に関係なくこの品川に今後残っていていただけるような、こういった取り組みというのも1個必要なのかなと思います。そこで家庭を持っていただいて、そこに定住していただく。定住をどうやって促していくか。まさにシティプロモーションになっていくのかなというところもあります。こうした単身世帯が増えていくというのは、地域地域にそういった1人用の住宅、先ほど来から議論になっている、住宅事情というところになるのかなと思うのですが、住宅があって入っていくというところで、エリアによって結構差が出てきたりしているのかと思います。先ほどから全体のお話の中での議論がされていますけれども、エリアごとに地域を分析するというのも一方で必要なのかなと思います。

例えば所得の高い人たちが入ってくるようなエリアもあれば、そうではないところもあったり、ファミリーで入って来るようなところがあれば、単身の方が多いエリアがあったりします。住宅事情とかというそういう部分もあると思うのですが、そういったところの分析というのはかけられるのかというのを、どういうふう考えていらっしゃるのかというのと、これ単純に教えていただきたいのですが、この世帯区分のところ、1人世帯というのは1人で世帯を持つ、2人世帯というのは、2人で1つの世帯、3人以上の世帯ということで、4人も5人も全部ここに入ってくるということで、いかにいう確認だけさせてください。

あと、先ほど来、ちょっといろいろなところでお話の中で、分析をもう少ししていかなければいけないというようなところで言うと、転入・転出手続の際の、手続はどうなっているのかなというところで、例えばそういうところでアンケートみたいな何か聞けるのかどうかということで、例えば転出理由とか、転入理由とか、そういった機会に直接本人に聞くことができればわかるのかなと。

例えば1人で転入されてきた人は、1人で所得は幾らというところはわかると思うのですが、ファミリーで来た方というのは、2人共働きなのか、それとも一方のどちらかが所得を持っていて、もう一方の方が家庭内で子育てされているとか、そういったところも分析をしていくといろいろ見えてくるのかなと思うのですが、その辺のお考えをお聞かせください。

○柏原企画調整課長

まず、エリアの分析ということです。これは我々も今ちょうど長期基本計画の検証作業に入ったところ。今後の施策をやる中で、今委員からご指摘があったようなことは必要なことだと思っております。エリアごとの状況というのは、品川の場合、いろいろ分かれますので、これは必要だと思っております。

例えば先ほどおっしゃっていただいたように、単身世帯が増えているという状況で、この資料はお示しをさせていただいているのですが、総合戦略の先ほど出ているデータのほうにも、入ってくる方、単身の若年世帯が非常に多いのですが、出ていく方も非常に多いという状況があります。これは、エリアによってどうなのかというのも、確かに我々も必要な情報だろうというふうに思っております。その辺は今後もそういった住宅事情などにも影響があるのだろうと思いますので、分析はかけたいと思っ

ございます。

それから、この表の1人世帯、2人世帯の考え方ですけれども、今委員におっしゃっていただいたとおりで、そういう構成です。ただこれ、住民基本台帳上の世帯構成ですので、同じ建物で住所は同じなのだけれども、世帯を分けているという方もいらっしゃいますので、それは別の世帯というカウントに、住民基本台帳上ののっってやっているものがございます。

それからあと、転入や転出の意向といいますか、理由の確認ということで、手続の際にアンケートにあるお話を聞くとかいうことでございます。これは、私の話をしては恐縮なのですが、今ではなくて企画の担当者でいたところに1回試みたことがありまして、いろいろ調整をして、手続時にそういうアンケートがとれないかという話をやったのですが、なかなか手続が、いろいろな方がいらっしゃって、時間もそれなりにかかって相談をうかがいながらというのは難しいという課題があって、そこに一手間入るわけですから、後でそこで郵送で送ってくださいますか、何してくださいますかとやり方いろいろ当時も考えたのですが、なかなか実現には至っていません。ただ、情報といいますか、ここで聞くのが一番いいタイミングだと思いますので、何かの形で工夫できないかというのは、研究をさせていただきたいと思っております。

それから、ファミリー世帯等々の所得の関係です。情報といいますか、データの話ですので、分析確認ということであれば、それは可能であるかとは思いますが、それによって何を生み出すのかというところを考えながら、先ほど、ちょっと前段のほうの別の委員の方の議論がありましたが、所得の部分の分析というのは、ある程度慎重な姿勢を持っていかないといけないだろうというのがありますので、その手法等については、もう少し研究をさせていただきたいというふうに思っております。

○大倉委員

手続の部分では、1回試そうと思ったけれども難しかったというところで、なるほどなと納得しました。納得はしましたが、今後これからこの品川区、どういうふうな方向性を持っていこうかといったときの大きな分析の視点の1つになるのかなというところでは、工夫していただければなと思います。

先ほどもファミリーとかという部分で言うと、子育てしやすい環境づくりというのも、品川の魅力の1つにそういう部分で捉えると、シティプロモーションにもつながっていくのかなと思います。先ほどの単身のところもそうですが、そういったところも含めて伺いましたので、ありがとうございました。

○鈴木（ひ）委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

○若林委員

今回のアンケートの件は、これはぜひやってください。私も以前いわゆるこういうニュアンスでこの委員会だったか、ほかの委員会だったか、お話ししたことがあります。現場に行って、お一人お一人のお話を聞き、またその生活の様子を見たりという、これが本当は一番いいのかもしれませんが、この限られた職員の人数の中で、38万、39万人の区民がいる中で、毎年これだけの人数の方の転入や転出があるという中で、やはりアンケートというのは、今までもそうだったと思いますけれども、今後ますます重要な政策分析のツールになるということは、これはもう明らかですので、ぜひこれは、何よりも区全体の今後のまさに長期基本計画であるとか、区のあり方、これからどうするのか、そういうアンケートに、これは当然、ご理解ご協力いただくということで、やはり力強くこれは進めていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

ということで、お願いが1つと、あとは率直に人口動向ということで、品川区としては、この人口動

向の要素には4つの要素があって、いわゆる産まれる、それから亡くなる、それから転入するという
ことと転出をするということ。これ以外にはないですね。この4つの要素で、先ほどから分析ということ
が、ぜひアンケートも含めて分析していただきたいのですが、この4つの要素の中で、品川区としては、
今後あるべき理想のというか、いわゆる安定した人口構造。これをどんなものと考えられているのかと
いうのを聞きながら、そのためにこの4つの要素の中でどういうふうに優先順位をつけて注目を
されていくのかというのを、今の段階で聞いておきたいと思います。

○柏原企画調整課長

将来にわたって、品川区の人口のありようというところの考え方ということであろうかと思
います。まず人口の構成の部分で申しますと、何パーセントというのはちょっとあれですけれども、生産年齢人
口です。まず生産年齢人口というところの層を、一定程度持続的に確保といいますか、人数を増やして
いきたいというのは、これはまずベースにあるかと思います。これは、直接的に税収といったところ
に結びつく層でございますので、ここを一定程度持続的に、今のパーセンテージで言いますと、70%
をちょっと割るぐらいでございますが、どこが適正值かというのはあれですけれども、こういった方々
がいらっしゃることによっての税収があって、施策につながるものになる税収があるということ
で、この確保は1つ重要な面を持っております。

将来的なところを見たときに、その構成率を持続的に高めていくということになりますと、年少人口
の部分も、これも持続的に一定数の人が来ていただいて、住み続けていただくということが必要だろ
うというふうに思っています。これはもう、あとは全国的にトレンドから考えたときに、高齢者の人口は
これからもどんどん増えるということがありますので、こういった方々が元気に暮らしていけるとい
うところの視点で考えますと、政策的には健康寿命という言葉もありますけれども、そういったところ
につなげるような施策もしなくてははいけない。人口構成でいいますと、バランスがとれた人口構成を持
続的にというのが、考え方としてあります。

そういった中で、先ほどの人口の4つの要素というところでは、これは私の主観的なところも若干あ
りますけれども、考え方としては、住み続けていただけるというところを考えますと、転入・転出の
ところが大きな部分であると考えています。転入というのが、今の区の施策によって、一定程度入っ
てきていただいているという成果も見えてきておりますので、このままの状態を進めていきたい
のですが、将来的に見たときには人口が減るといいます。全国では減りますので、この転入を、一
定程度とめないようにというところ。それから逆に先ほど申しましたように、若年層の単身者が
転入も多いのですが、転出も多いので、そこをどう食いとめるか。他の委員から冒頭おっしゃ
っていただいたように、なぜ出ていくのかというのはわからない部分がありますので、おし
ゃっていただいたアンケートの手法とか、十分検討させていただければと思っております。

まずは、転入・転出というのは、1つの大きな要素だろうと思っております。そうした中
で、入ってきた方が今度は住み続けていただけるようにというところのステップでは、やはり
お子さんを産んでいただいて、持続的に年少人口のキープであったりだとか、それから元
気で住み続けられるという希望をどうやって実現できるかという、順位づけとい
うのがなかなかいいのかどうかというのがありますけれども、そういった施策の捉え方
といえますか、その4つの要素で言うと、そういう捉え方で行くんだろ
うなというふうに思っております。

○若林委員

すみません。優先順位という言い方をしてしまいましたけれども、一番どうい
うところに着目してい

くかということで、やはりこの2ページ目の3年間、昨年度までの3年間の転入・転出、23区の様子が書いてありますけれども、品川区で言うと、転出は一定の数で推移していると。26,000とか25,000。これよりも少なくもなく大きくもなくというところで、ある程度、一定自然にこれは毎年こういう数、人数というのは繰り返されていくのだろうなという傾向があって、ではそれで増減がどこで出てくるかということ、今課長がおっしゃったような転入の部分が多ければ増になるし、少なければその分少なくなるしと。そこに特に年少の方の転出・転入の傾向もしっかり見ていかなくてはいけないということで、この出生率を上げると。今上がる傾向にありますけれども、目標に向かってといっても、年にそんな何ポイントも上がるわけでも、それは当然出産のことですからありませんので、そういう意味では、政策的にという観点で言うと、転入・転出、これは企画部門もまだ全庁的に先ほどの転入・転出の届出の窓口も含めて、しっかりみんなで景色を共通にして、だからこういう施策を打っていくのだというふうにならないと、なかなか行けないのではないかと思います。

最後に分析という言葉が繰り返されたので、今後どういう分析の結果といいますか、途中経過も含めて、今後どういうふうに区民とか議会に示しながら一緒に考えるというのか、またご提案も含めてという、何かそういうスケジュー尔的なところとか考え方があれば、ぜひ教えてください。

○柏原企画調整課長

今後の分析も含めてでございますけれども、趣旨は先ほど来お話をさせていただいて、我々としてももう少し突っ込んだ形で、データといいますか、状況を確認しなくてはいけない部分は多々ございます。

それをトータルでやる上で、長期基本計画の検証という作業に今入っておりますので、そういった中で幾つかは分析作業であったり、調査というのを既に行っているものもありますので、それ以外のものにつきましても、通常の調査の範囲で我々もいろいろやっていきたいと思っています。

長期計画のほうは全庁的に動いている作業でありますし、当然、昨日も総務委員会のほうで進捗をお話しさせていただきましたけれども、今後も、1つは長期計画の検証の中で、こういった分析だとか、どういう政策につなげるのかというお話は、報告させていただければと思っています。

もう一つは、本委員会がこういったことが今年度テーマになっておりますので、本委員会においても、こういった機会を捉えて、こういった分析の状況であったりとかというのは、ご報告させていただければというふうに思っています。

○鈴木（ひ）委員長

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

では、ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

3 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○鈴木（ひ）委員長

最後に、予定表3のその他を行います。

初めに(1)、議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、ただいまお手元に配付いたしました申出書（案）のとおりでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

ありがとうございます。ではこの案のとおり、申し出を行います。

(2) その他

○鈴木（ひ）委員長

次に、その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木（ひ）委員長

特にないということですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、行財政改革特別委員会を閉会いたします。

○午後2時43分閉会